

# 目 次

<b>1. 水道の基盤強化及び広域連携の推進について</b>	
(1) 水道基盤強化計画について	1
(2) 水道広域化推進プランについて	2
<b>2. 適切な資産管理の推進について</b>	
(1) 水道施設の点検を含む維持・修繕について	3
(2) 水道施設台帳の整備について	4
(3) 水道施設の計画的な更新について	6
(4) 更新費及び維持管理費の見通しについて	7
(5) 持続可能なサービス見合う水道料金について	9
<b>3. 官民連携の推進について</b>	
(1) 官民連携の手法	11
(2) コンセッション方式について	11
<b>4. 災害対策・危機管理</b>	
(1) 自然災害の発生状況と各種対策	13
(2) 水道施設の耐震化の計画的実施	16
(3) 基幹水道施設の耐震化の状況	18
(4) 水害に関する防災・減災対策の取組について	18
(5) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策	18
(6) コロナ禍における事業継続等について	19
(7) その他危機管理対策について	21
<b>5. GPS/IoTなどの先端技術の活用</b>	
(1) 水道事業におけるIoT活用推進モデル事業	25
(2) 水道情報活用システム	25
(3) スマートメーター	27
<b>6. 水道施設整備費に係る予算等について</b>	
(1) 令和3年度水道施設整備関係予算	29
(2) 令和3年度予算案・令和2年度3次補正予算における制度改正案等	29
<b>7. 水道事業者等への指導監督について</b>	
(1) 立入検査	31
(2) 水道技術管理者研修	32
(3) 渇水及び事故等による減断水について	32

## 8. 水道水質管理について

- (1) 水質基準制度の円滑な施行・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- (2) 水道水質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- (3) 水質検査の信頼性確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- (4) 専用水道、貯水槽水道等の衛生管理の充実・強化・・・・ 38
- (5) 危機管理対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

## 9. 水道分野における国際貢献について

- (1) 水道分野における国際貢献の背景・・・・・・・・・・・・ 43
- (2) 水道分野における国際協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- (3) 水道産業の国際展開（水ビジネスの推進）・・・・・・ 44

## 10. その他水道施策の推進について

- (1) 事業認可等に係る留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- (2) 事業評価の適正な実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- (3) 河川法協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- (4) ダムの洪水調整機能強化に向けた取組・・・・・・・・・・ 51
- (5) 水循環基本法・水循環基本計画・・・・・・・・・・・・・・ 52
- (6) 水資源開発関係の動向について（水資源開発基本計画） 53
- (7) 給水装置・鉛製給水管の適切な対策・・・・・・・・・・・・ 54
- (8) 工事の適正な実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- (9) 東日本大震災について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- (10) 環境・エネルギー対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- (11) 押印・書面・対面の見直しについて・・・・・・・・・・・・ 63
- (12) 生活衛生事業功労者（水道関係功労）厚生労働大臣表彰 66

## 1. 水道の基盤強化及び広域連携の推進について

日本の水道は、98.0%（平成30年度末時点）の高い普及率に達し、多くの地域選択制のない唯一無二の水供給手段となっている。その一方で、水道施設の老朽化の進行、耐震化等災害対応の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱、計画的な更新のための備えが不十分といった課題に直面し、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくためには、水道の基盤強化を図ることが重要である。

これらの課題への制度的対応として、平成30年12月に水道の基盤の強化を図るための施策の拡充を内容とする「水道法の一部を改正する法律案」が成立し、令和元年10月1日に施行された。改正水道法では、法の目的を「水道の計画的な整備」から「水道の基盤の強化」に改めるとともに、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進、指定給水装置工事事業者制度の改善について規定している。

- ・水道法の改正について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/index_00001.html)

改正水道法を踏まえ、令和元年9月30日、厚生労働大臣は、水道の基盤を強化するための基本的な方針を告示した。本基本方針は、水道の基盤の強化に向けて、国、都道府県、市町村、水道事業者等が一体となって取り組む観点から、今後の水道の目指すべき政策的な方向性を定めるものである。加えて、平成29年度より「水道の基盤強化のための地域懇談会」を開催してきたが、令和2年度からは従来の地域ブロック単位ではなく都道府県単位の開催とした。

各都道府県におかれては、本基本方針に基づき、計画区域内の水道事業者等が講ずべき施策等を水道基盤強化計画に規定し、これを実施するよう努めることを願います。また、今後とも地域懇談会の開催に向けての協力をお願いする。

水道事業者等におかれては、本基本方針が示す方向性及び水道基盤強化計画に則り、事業の基盤の強化に向けた取組を推進していただくようお願いする。

- ・水道の基盤を強化するための基本的な方針

<https://www.mhlw.go.jp/content/000552618.pdf>

1,330の上水道事業の内、給水人口5万人未満の中小規模の事業者は901と多数存在している（平成30年度水道統計）。人的体制や財政基礎が脆弱な中小規模の水道事業者においては、単独で事業の基盤強化を図り、将来にわたり持続可能な水道事業を運営することが困難となりつつあるため、職員確保や経営面でのメリット、施設の統廃合・共用化などにつながる広域連携の手法を活用することが有効である。これまでも、厚生労働省では、水道ビジョン（平成16年）や新水道ビジョン（平成25年）の策定、財政措

置等により、広域化（事業統合）を中心とする広域連携の推進を図ってきたが、今後は改正水道法に基づき、各都道府県を推進役として広域連携のより一層の推進をお願いする。

改正水道法においては、広域連携の推進に関し、以下の事項について規定している。

- ・ 都道府県は水道事業者等との間の広域的な連携を推進するよう努めなければならない。
- ・ 国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めること。
- ・ 都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができる。なお、改正前の水道法第5条の2第1項の規定に基づく広域的水道整備計画は、水道基盤強化計画と発展的に統合することとする。
- ・ 都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする広域的連携等推進協議会を設けることができる。

各都道府県におかれては、改正水道法の規定を踏まえ、水道事業者等のニーズに応じて広域連携が検討できるよう、市町村を超えた広域的な見地から、広域連携の推進役として、水道事業者、水道用水供給事業者等との間の調整を行うとともに、水道事業者等が行う事業基盤の強化に関し、情報の提供及び技術的な援助を行いつつ、国が策定する基本方針に基づき、広域連携の内容を含む水道基盤強化計画の策定及び広域的連携等推進協議会の設置について検討を進めていただくようお願いする。なお、水道基盤強化計画の策定にあたっては、「水道基盤強化計画作成の手引き」を参照されたい。

各水道事業者等におかれては、都道府県における広域連携等の検討に必要となる水道施設等の情報を都道府県に提供するなどの協力を行うとともに、自らも広域連携等による事業基盤の強化に向けて、近隣の水道事業者等とも連携するなどして検討・取組を進めていただくようお願いする。

なお、広域連携には、事業統合、経営の一体化、管理の一体化（水質検査の共同委託など）、施設の共同化（浄水場の共同設置など）のほか、事務代行や技術支援といった様々な形態があることから、広域連携の検討にあたっては、先述の厚生労働省開催の地域懇談会の活用等も含め、地域の実情に応じて適切に対応されたい。

また、「水道広域化推進プラン」の策定について（平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）において、各都道府県に対し、水道広域化推進プランを策定するよう要請しているところである。水道広域化推進プランは、水道基盤強化計画の策定を見据え、広域化の推進方針及びこれに基づく当面の具体的取組の内容等を記載するものであり、各都道府県におかれては、各市町村、水道事業者等と連携しつつ、令和4年度末までに策定・公表していただくようお願いする。

## 2. 適切な資産管理の推進

水道施設は、高度成長期以降に整備した施設が更新時期を迎えるなど、施設の老朽化が進行しており、その対策が急務となっているものの、水道施設の代表的な施設である管路では更新率（管路総延長に対してその年で更新された管路延長の割合）は0.68%（平成30年度）に留まっている状況にある。全国的にみれば減少を続けてきた料金収入も、料金改定等によって近年横ばいから微増といった状況になってきている。今後は、上記のような現状施設を前提とした更新需要から、施設の統廃合や広域連携による共同化などの検討に基づき必要な投資需要を精査の上、収入・支出の両面から中長期的な資産管理に移行していくなど、事業単位の短中期的な検討と広域連携による地域単位の中長期的な検討が必要である（（4）参照のこと。）。

改正水道法においては、水道施設等の適切な資産管理を進める観点から、水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つため、これを維持し、修繕しなければならないこととされている。また、水道施設台帳を作成し保管するとともに、水道施設の計画的な更新に努め、その事業の収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないこととされている。

水道事業者等におかれては、適切な資産管理として、下記（1）～（5）の対応をお願いします。また、都道府県におかれても、（4）の対応に加え、管下の水道事業者等に対し下記の内容を周知し、指導・監督等の際の参考とされるようお願いする。

### （1）水道施設の点検を含む維持・修繕について

#### ①省令およびガイドラインについて

水道施設の維持・修繕を適切に行うことで、老朽化等に起因する事故を防止するなど水道施設を適切に管理するとともに、予防保全の観点から、点検等を通じて施設を適切に把握し、施設の長寿命化による投資の抑制を図る必要がある。

水道法第22条の2において、水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つため、点検を含む維持及び修繕をしなければならない旨が定められており、水道施設の維持及び修繕に関する基準を厚生労働省令で定めている。

水道事業者等におかれては、所管する水道施設に対して、点検等の方法や頻度等が定められ、異状を把握した場合には速やかに修繕等の対応を取るなど、適切に維持・修繕の措置がなされるようお願いする。なお、これら実施の参考となるよう、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」を作成しているので、こちらも参照されたい。

（「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000552970.pdf>

## ②インフラメンテナンスに関する新技術の導入促進について

水道施設の点検を含む維持・修繕を適切に実施していくにあたっては、新技術の採用や創意工夫により効果的に実施することが望ましい。令和元年5月に実施したインフラメンテナンスに関する新技術の導入状況調査の結果によると、調査対象となった厚生労働大臣認可水道事業者等444事業者のうち、新技術を導入している水道事業者等は162事業者（約36%）であった。

厚生労働省では、新技術の導入を推進するため、先進的な新技術の導入事例に関する詳細調査を行う予定。また、(公財)水道技術研究センター(JWRC)と連携し、新技術を用いた具体的な点検方法や活用事例をとりまとめる予定である。

水道事業者等におかれては、水道施設の点検を含む維持・修繕にあたって、水道施設の合理的かつ効率的な管理に資する観点から、新技術の積極的な活用を検討いただきたい。

## ③インフラメンテナンス大賞について

各省庁が主催し、インフラのメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰し、ベストプラクティスとして表彰することにより、メンテナンス産業の活性化等を図る目的でインフラメンテナンス大賞を平成28年より実施している。

インフラメンテナンス大賞(第5回)の募集が令和3年3月中に開始される予定であり、厚生労働省では、水道に関するメンテナンスに係る取組や技術を募集するので、優れた効果・実績をあげた取組や技術開発を行った水道事業者はもとより事業者、団体、研究者等におかれては、積極的に応募いただきたい。

## (2) 水道施設台帳の整備について

### ①省令について

水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的事項を記載した水道施設台帳を整備しておくことは、水道施設の適切な維持管理・更新を行う上で必要不可欠であるとともに、災害時等の危機管理体制の強化や、水道事業者等の間での広域連携・官民連携を行うための基礎情報としても活用できるため、水道法第22条の3において、水道事業者等に対し、水道施設台帳の作成及び保管を義務づけることとしている。

水道施設台帳が未整備の水道事業者等におかれては、水道法による本義務規定の適用日(令和4年9月30日)までに整備を完了するようお願いする。

### ②水道施設台帳の要件について

水道施設台帳は、次の事項としており、水道施設台帳の記載事項に変更があったときは、速やかに訂正しなければならない。

- ・水道施設台帳は、調書(管路等調書、施設調書)、図面(一般図、施設平面図及びその他の図面(形式を問わない))により構成するものとする。
- ・また、電子システム等で上記の図面や調書の情報が、属性情報等の形で把握できる場

合は、それをもって水道施設台帳が整備できていると見なす。

・水道施設台帳には次の情報を記載する。

【管路等調書】 管路等の区分・設置年度・口径・材質・継手形式毎の管路等延長

【施設調書】 名称、設置年度、数量、構造又は形式、能力

【一般図】 市区町村名とその境界線、給水区域の境界線、主要な水道施設の位置及び名称、主要な管路等の位置、方位・縮尺・凡例及び作成の年月日

【施設平面図】 管路等の基本情報（管路等の位置、口径、材質）、制水弁・空気弁・消火栓・減圧弁及び排水設備の位置及び種類、管路等以外の施設の名称、位置及び敷地の境界線、その他地図情報（一般図の記載事項（但し、給水区域の境界線を除く）、付近の道路・河川・鉄道等の位置）

【一般図、施設平面図、その他の図面（形式を問わない）のいずれかの図面】

管路等の設置年度、継手形式及び土かぶり、制水弁・空気弁・消火栓・減圧弁及び排水設備の形式及び口径、止水栓の位置、道路・河川・鉄道等を架空横断する管路等の構造形式、条数及び延長

### ③水道施設台帳作成にあたっての留意点等について

水道施設台帳の整備にあたり、一部の情報が欠損している場合には、過去の工事記録の整理や認可（変更）申請書に添付する図面及び工事設計書等の整理、現地調査、他の社会資本（下水道、道路、電気及びガス等）の整備状況や同種管路の普及時期等から当該施設の設置年度等の推測のほか、過去に在籍した職員への聞き取り調査などにより、情報が補完できるよう作業を進められたい。

令和元年度に実施した運営状況調査の結果によると、調査対象となった1,403事業者のうち、アセットマネジメントに必要となる水道施設台帳の整備状況については、上水道事業者等の約80%が概ね整備しているが、約20%の上水道事業者等で整備が進んでいない。また、水道施設台帳のうち、管路情報の電子化状況については、上水道事業者等の約89%がマッピングシステム等により整備しているが、上水道事業者等の約11%が紙のみあるいは管理していない状況である。

水道施設台帳の整備を促進するための技術的支援策として、令和元年11月に「簡易水道等小規模水道における水道施設台帳作成の手引き」（全国簡易水道協議会）が作成されているため、未整備の水道事業者等におかれては参考にされたい。

また、国土強靱化年次計画2020において2025年度までに「水道施設（管路のみ）平面図のデジタル化率」を100%に引き上げる目標が掲げられていることも踏まえ、電子化を行っていない水道事業者等におかれては、効率的に資産管理を行う観点から電子化に努められたい。なお、電子化を検討するにあたっては、平成30年5月に「簡易な水道施設台帳の電子システム導入に関するガイドライン」を作成しているので参照されたい。

これら水道施設台帳の整備や電子化にあたって、「水道施設台帳整備事業」及び「水道施設台帳電子化推進事業」の財政支援制度の活用についても積極的に検討いただきたい。

(「簡易な水道施設台帳の電子システム導入に関するガイドライン」)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000205762.html>

### (3) 水道施設の計画的な更新について

#### ①アセットマネジメントに関する技術的支援の取組について

水道事業者等は、将来にわたって安定的に水道事業等を経営するため、長期的な視野に立った計画的な資産管理（アセットマネジメント）を行い、更新の需要を適切に把握した上で、必要な財源を確保し、水道施設の更新を計画的に行う必要がある。

これまで、厚生労働省では、全国の水道事業者等において長期的な視点に立った計画的な施設更新・資金確保に関する取組が促進されるよう、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」を平成21年7月に公表した。また、平成25年6月には、中小の事業者が手軽にアセットマネジメントを始められるよう、アセットマネジメント実践のための簡易支援ツールを水道事業者等へ周知・配布しているほか、水道におけるアセットマネジメント活用事例集を作成している。

#### ②省令について

水道法においては、水道事業者等は、長期的な観点から、その給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設の計画的な更新に努めるとともに、更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないことを規定しており、施行規則第17条の4において、水道事業者等は、事業運営の将来的見通しを把握するため、事業に係る収支の見通しは、次のとおり作成することとしている。

- ・30年以上の合理的な算定期間を定めて当該事業に係る長期的な収支を試算する。
- ・算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握又は予測した上で、水道施設の更新需要を算出する。
- ・更新需要の算出に当たっては、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮する、

また、水道事業者等は、収支の試算に基づき、10年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならないこととしている。加えて、水道事業者等は、収支の見通しを作成したときは、おおむね3年から5年ごとに見直すよう努めなければならないとしている。

#### ③アセットマネジメントの実施状況について

令和元年度に実施した運営状況調査の結果によると、調査対象となった1,403事業者のうち、1,177事業者（約84%）がアセットマネジメントの出発点である更新需要・財政収支の試算を実施中又は実施済みであるものの、計画給水人口5万人未満の事業者は約76%と相対的に低い状況となっている。また、標準精度（タイプ3C）以上は全体の約57%、さらにその内、基本計画等に反映している事業者は、全体の約

42%にとどまっている。

そこで、収支の見通しが未作成の水道事業者等におかれては、速やかに作成を完了するよう努められたい。また、収支の見通しを作成した水道事業者等におかれても、おおむね3年から5年ごとに見直すよう努められたい。さらに、収支の見通しの結果を、施設の更新計画や経営計画に反映するようお願いする。加えて、収支の見通しの作成にあたっては、住民等に対する説明責任が適切に果たされるよう、標準精度（タイプ3C）\*以上とし、住民等に対して分かりやすい形で公表するよう努められたい。

※ 標準精度（タイプ3C）：更新需要の基礎データが更新工事と整合しており、財政収支の見通しとして収益的収支まで検討できている状態。（出典：水道事業におけるアセットマネジメントに関する手引き）

（水道におけるアセットマネジメント活用事例集）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000136168.html>

#### （４）更新費及び維持管理費の見通しについて

水道事業者等が、長期的な視野に立った計画的な資産管理（アセットマネジメント）を行うためには、更新需要を適切に把握した上で、適切な規模と時期を設定し、過度な更新とならないように配慮する必要がある。また、高度経済成長期に建設された水道施設を単純更新した場合の更新費が莫大であることなどから、昨今、水道事業の持続性について不安視する新聞等報道が見られる。

厚生労働省では、令和元年度に全国調査を実施し、全国の水道事業者等が管理する水道施設を対象に、単純更新をした場合の将来の更新費及び修繕費を試算した。令和2年度には、これらの試算をもとに、水需要に応じたダウンサイジングや施設の統廃合等の要素を織り込んで精緻化した推計を行った。

管路を除く水道施設について単純更新を行った場合の更新費は、30年間合計で約19.0兆円と試算された。この試算をもとに、将来の水需要に応じた浄水場のダウンサイジングや統廃合の要素を織り込むことにより、更新費は30年間で約15%から35%の削減、維持管理費は年間で約14%から28%の減少が見込まれる結果となった。

管路について単純更新を行った場合の更新費は、30年間合計で約31.7兆円と試算された。この試算をもとに、将来の水需要に応じた管路の口径を縮小することにより、更新費は30年間で約6%から13%の削減が見込まれる結果となった。また、管路の材質や埋設条件を踏まえ、適切に更新時期を設定することにより、更新費は30年間で約6%から32%の削減が見込まれる結果となった。

これら試算が示すように、現行施設は、各事業ごとの地域のピーク人口（若しくは結果的にそれ以上）を前提とした容量として計画されたもので、今後の水需要や更新需要などの事業環境を考慮すれば、施設のダウンサイジング・統廃合・再配置・共同化などにより、今後の投資額を削減できる可能性がある。

各都道府県におかれては、水道基盤強化計画、広域化プラン、水道ビジョン等の策定・見直しの際に、地域の実情を踏まえた上で、将来の水需要に応じたダウンサイジングや施設の統廃合等を織り込んだ更新費を含む投資額や維持管理費の見通しの作成に取り組んでいただきたい。

また、水道事業者におかれても、(3) でお願ひしているとおり、今後の経営計画等の策定・見直しに併せて、同様の取組をお願ひしたい。

厚生労働省としても全国レベルでの更新費等の試算の精緻化に今後も努力する所存であり、各地における投資額の推計結果などお寄せいただきたい。

なお、厚生労働省にて実施した試算やその精緻化にあたっては、全国の水道事業者等の台帳データ（令和元年度全国調査にて入手）や下記の公表資料を活用し、（参考）に示す作成手順に従い実施しているので、必要に応じて参考にされたい。

- ・水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成 21 年 7 月厚生労働省）
- ・「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き」（平成 23 年 12 月厚生労働省）
- ・建設工事費デフレータ（国土交通省情報政策課建設経済統計調査室）
- ・京都市上下水道局「浄水場廃止に伴う大規模な給水区域切替え作業について」、水道協会雑誌（平成 27 年 2 月 第 84 巻 第 2 号（第 965 号））
- ・川崎市上下水道局「H25 年度 環境委員会資料」

（参考）更新費及び維持管理費の見通しの作成手順

- ① 更新費試算のために必要な諸元データ（現有施設の容量等のデータ、配置図、既存の更新計画、需要予測、収支の状況等）を整理する。
- ② 維持管理の実態等を踏まえて各設備の更新基準年数を設定し、固定資産台帳の取得原価や「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き」をもとに、単純更新した場合の更新費の試算を行う。
- ③ 更新費試算の精緻化のための方法（シナリオ）を策定する。シナリオとは、何をいつ、どのように更新するかを定めた大まかな方針のことをいう。全国レベルの試算において、浄水場については需要の減少に応じて投資額が減少し、それに伴って維持管理費も減少としている。また、管路については需要の減少に応じて管路口径が縮小と仮定したケースと、管路の布設条件（布設時期、布設環境（防食の有無、埋設された管材質等））を考慮するなど適切な更新時期を仮定したケースを設定している。全国レベルの試算では個別の施設の条件等が考慮できず全国一律の試算とせざるを得なかったが、都道府県単位で検討を行う際には地域の実情を踏まえたシナリオ策定が可能となる。具体的には、区域全体の将来需要の推移、区域内の地域的な需要の特性といった条件のみならず、各地域の水源の状況及びそれを踏まえた適切な浄水処理方法の設定、現有の個別施設の管理状況から想定される今後の更新時期、特定施設の更新時における水供給能力減少に対応するた

めの他施設の稼働方針等の技術的な条件を織り込むことが考えられる。

- ④ ②、③に基づいて精緻化を行う。なお、シナリオは複数ある場合が多く、一つのシナリオにおいて用いられる条件が複数ある場合、特定の条件を変動要因にして他の条件を固定化し、一つのシナリオに対して複数の結果を算出する方法を用いることが多い。

都道府県において上記を実施するにあたっては、管下内の水道事業者等の理解・協力のもと、財務担当者と技術担当者が協議して進める必要がある。特に、水道事業者等の関係者と④の結果について協議し、シナリオの効果の有無、実現可能性等の検討を行い、必要に応じてシナリオを修正または他のシナリオを構築し再度計算を行う。

なお、試算の結果は複数かつ幅があることが想定され、外的要因等の条件の変化に伴い、試算値も変化していくという性質を持つ。よって、一つの試算結果が確度の高いものとして長期的かつ固定的に維持されるという性質のものではない。

他方、様々な方法によって更新費を抑制できる可能性を示していくことは、水道事業の持続性に対する利用者の理解を深め、料金改定等の理解を得る上で重要である。試算結果の活用にあたってはこれらに留意されたい。

#### (5) 持続可能なサービスに見合う水道料金について

水道事業を将来にわたって安定的かつ持続的に運営するためには、事業の健全な経営を確保できるよう、財政的基盤の強化が必要である。

水道料金に係る原価に将来の更新費用が適切に見積もられていないため、水道施設の維持管理及び計画的な更新に必要な財源が十分に確保できていない場合がある。

こうした中で、水道法第14条第2項第1号において、水道料金が、健全な経営を確保(適切な資産管理に基づき、水道施設の維持管理や計画的な更新などを行うとともに、水道事業の運営に必要な人材を確保し、継続的なサービスの提供が可能となるよう、水道事業を経営する状態をいう。)することができる公正妥当なものであることを法律上明示的に規定された。

また、水道法第22条の4第2項の規定により水道事業者が事業に係る収支の見直しを作成するよう努めることとされたことを踏まえ、水道法施行規則第12条において、料金原価の算定方法について、事業に係る長期的な収支の試算を行った場合にあっては、総括原価が当該試算に基づき算定時からおおむね3年後から5年後までの期間(料金算定期間)について算定されたものであることという規定とともに、料金算定期間ごとの適切な時期に見直しを行うものであることという規定を新たに設けている。

収支の試算を行っていない水道事業者は、料金がおおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであることという従来からの規定に基づき料金の算定を行うことになるが、水道法の趣旨を踏まえ、速やかに収支の試算に基づく料金原価の算定方法に移行するとともに、主体的に料金算定期間ごとに水道料金の検証及び必要に応じた見直しを行うようお願いする。

更に、適切な資産管理に基づき、水道施設の計画的な更新等を行うためには、原価に

含まれない将来の建設改良費等については、その費用を利潤から内部留保する必要がある。水道法施行規則第 12 条において、公正妥当な料金として資産維持費（水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額）を原価に含めるものとされているため、水道事業者においては、資産維持費を適切に盛り込んで料金原価を算定されたい。

### 3. 官民連携の推進について

政府全体の取組として、水道についても、利用人口の本格的な減少の中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域化を行うとともに、多様な官民連携の活用を検討することが求められている。官民連携は、単に経費節減の手段としてではなく、水道事業の持続性、公共サービスの質の向上に資するものとしても捉えるべきであり、水道事業及び水道用水供給事業を担う地方公共団体においては、それぞれの置かれた状況に応じ、長期的な視点に立って、優れた技術、経営ノウハウを有する民間企業や、地域の状況に精通した民間企業との連携を一層図っていくことが、事業の基盤強化に有効な方策の一つとして考えられる。

改正水道法に基づき令和元年9月に策定された「水道の基盤を強化するための基本的な方針」においても、官民連携について「水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つ」としたうえで、「官民連携の活用の目的を明確化した上で、地域の実情に応じ、適切な形態の官民連携を実施することが重要」としている。

水道事業及び水道用水供給事業における官民連携には、個別の業務を委託する形のほか、複数の業務を一括して委託する包括業務委託や、水道の管理に関する技術上の業務について、水道法上の責任を含め委託する第三者委託、DBO、PFIの活用など様々な連携形態がある。

さらに、改正水道法では、水道の基盤の強化のための手法の一つとして、多様な官民連携の選択肢を広げる観点から、PFI法に基づくコンセッション方式について、公の関与を強化し、地方公共団体が水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる方式を実施可能としたところである。

厚生労働省では、新たなコンセッション方式の許可に関する審査についての基本的な考え方を示すため、「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」を令和元年9月に策定した。また、併せて、水道事業等において想定される官民連携手法について、各手法の特徴や、導入に当たって検討すべき事項等を解説した「水道事業における官民連携に関する手引き」について、新たなコンセッション方式の解説を加える等の改訂を実施した。水道事業者等におかれては、コンセッション方式を含む官民連携の検討に際して、本ガイドライン等を活用いただきたい。

(参考)「「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」の策定及び「水道事業における官民連携に関する手引き」の改訂について」(令和元年9月30日付け厚生労働省水道課長通知 薬生水発 0930 第5号)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418_00005.html)

官民連携の推進については、民間企業の技術・経営ノウハウ及び人材の活用により、

水道施設等の維持・管理、運営等の向上を図り、水道事業の基盤を強化していく上で有効な方策であることから、水道事業者等におかれては、各々の事業のあり方を踏まえた上で、多様な形態の官民連携の活用を一層検討されるよう取り組んでいただきたい。

また、水道事業者等と民間事業者の交流の場である官民連携推進協議会は令和3年度以降も各地の希望に応じて柔軟に開催する予定であるため、積極的な参加をお願いします。

また、改正水道法に基づくコンセッション方式について、多く寄せられたご質問に対する考え方は、下記 URL を参考にされたい。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000467081.pdf>

#### 4. 災害対策・危機管理について

##### (1) 自然災害の発生状況と各種対策

###### ①平成30～令和2年度の主な自然災害の発生状況

	発生時期	災害名称等	断水戸数	断水 継続期間
地震	H30.6.18	大阪府北部を震源とする地震 (大阪府高槻市等)	約9.4万戸	2日
大雨	H30.7.上旬	平成30年7月豪雨 (広島県、愛媛県、岡山県等)	約26.3万戸	38日 <sup>※1</sup>
台風	H30.9.上旬	平成30年9月 台風第21号 (京都府、大阪府等)	約1.6万戸 <sup>※2</sup>	12日
地震	H30.9.6	北海道胆振東部地震 (厚真町、安平町等)	約6.8万戸	34日 <sup>※1</sup>
台風	H30.9.下旬	平成30年9月 台風第24号 (静岡県、宮崎県等)	約2.0万戸 <sup>※2</sup>	19日
台風	R1.9.上旬	令和元年房総半島台風 (千葉県、東京都、静岡県)	約14.0万戸	17日
台風	R1.10.中旬	令和元年東日本台風 (宮城県、福島県、茨城県、栃木県等)	約16.8万戸	33日
大雨	R2.7.上旬	令和2年7月豪雨 (熊本県、大分県、長野県、岐阜県等)	約3.8万戸	56日 <sup>※1</sup>
寒波	R3.1.上旬	令和3年1月7日からの大雪等 (西日本等)	約1.6万戸	8日
地震	R3.2.13	福島県沖を震源とする地震 (宮城県、福島県、茨城県、栃木県)	約2.7万戸	6日

※1 家屋等損壊地域を除く

※2 台風第21・24号で断水戸数が多いのは停電による短時間の断水が発生したため

##### 福島県沖を震源とする地震

令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震では、緊急遮断弁作動や管路破損等により、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県20事業者において、2月14日から最大約2万7千戸の断水が発生した。発災後は、東北の水道事業者等から給水タンク車や人員が派遣され、応急給水・応急復旧活動を実施した。これらの応急復旧活動により、2月18日までに被災地全域で断水が解消した。

### 令和3年1月7日からの大雪等

令和3年1月7日からの大雪等では、給水管の凍結・破損による漏水事故が多発し、その漏水の影響で配水池の水位が低下する等により、西日本を中心に13府県26事業者において、1月8日から最大約1万6千戸の断水が発生し、応急給水・応急復旧活動により1月15日までに断水が解消した。

### 令和2年7月豪雨

土砂崩れに伴う管路破損や原水の濁度上昇等により、熊本県、大分県、長野県、岐阜県、山形県など17県46事業者において、7月4日から最大約3万8千戸の断水が発生した。発災後は、九州の水道事業者等から給水タンク車や人員が派遣され、応急給水・応急復旧活動を実施した。これらの応急復旧活動により、8月28日までに被災地全域で断水が解消した。

### 令和元年東日本台風

令和元年東日本台風では、浄水場等の冠水、配水管の破損等により水道施設が甚大な被害を受け、福島県、茨城県など14都県103事業者において、10月12日から最大約16万8千戸の断水が発生した。発災後は、関東・中部・東北の水道事業者等から給水タンク車や人員が派遣され、応急給水・応急復旧活動を実施した。これらの応急復旧活動により、11月14日までに被災地全域で断水が解消した。

### 令和元年房総半島台風

送電線鉄塔や電柱の倒壊に伴う大規模な停電等により、浄水場等水道施設の運転が停止し、千葉県、東京都、静岡県内の3都県27事業者において、9月9日から最大約14万戸の断水が発生した。発災後は、千葉県水道行政が主体となって調整し、千葉県内の水道事業者等から給水タンク車や人員が派遣され、応急給水活動を実施するとともに、電源車や可搬式発電機の配備による電源確保や復電により応急復旧活動を実施した。これらの応急復旧活動により、9月25日までに被災地全域で断水が解消した。

### 平成30年北海道胆振東部地震

9月6日、北海道厚真町で最大震度7を記録した胆振東部地震では、北海道内の44市町村において、土砂災害及び停電等による浄水施設・配水管等の損壊により、最大6万8千戸の断水が発生した。発災後は、北海道内の水道事業者等から給水タンク車や人員が派遣され、応急給水・応急復旧活動を実施し、10月9日までに被災地全域で断水が解消した。

## ②災害対策

厚生労働省では、気象庁からの予報を受け、事前に水道事業者等に対し、台風等による風水害や寒波に備えていただくこと、被害発生時の情報提供や緊急連絡体制の再確認

について要請している。

地震や水害等の災害対応については、日ごろからの災害対応体制の設定や応急対策に必要な資料の準備、訓練等の「事前対策」と、発災時の迅速な応急給水、応急復旧及び応援体制の構築といった「事後対策」とがそれぞれ重要である。

厚生労働省では水道事業者等が危機管理対策マニュアルを作成する際の参考となるよう、各災害事象に対応する「危機管理対策マニュアル策定指針等」をとりまとめており、令和2年度には一部の指針について改訂作業を行っている。水道事業者等におかれては、これを活用した具体的・実践的なマニュアル作成と、マニュアルに基づく訓練の定期的な実施やマニュアルの点検・検証、必要に応じた改定をお願いする。加えて、被災後の迅速な断水解消に向け、「地震等緊急時対応の手引き」(令和2年4月改定)に定める(公社)日本水道協会の支援体制について予め把握・活用を検討するとともに、他都市からの応援を受け入れるための宿舎・給食・駐車場等の確保について、あらかじめ検討するよう努められたい。また、(公社)日本水道協会において、コロナ禍での応援・受援にあたっての留意点がまとめられているので参考にされたい。

今後は、首都直下地震や南海トラフ巨大地震など大規模災害に備えて、水道事業者等の単独の訓練だけでなく、日本水道協会等による広域的な訓練への参加などにより、災害への対応力を高めていくことも重要である。

(危機管理対策マニュアル策定指針)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/sisin.html> または「厚労省 水道 危機管理対策マニュアル」で検索(地震等緊急時対応の手引き)

[http://www.jwwa.or.jp/info/files/jishin\\_kunren\\_04/earthquake\\_emergency\\_guide.pdf](http://www.jwwa.or.jp/info/files/jishin_kunren_04/earthquake_emergency_guide.pdf)  
(新型コロナウイルスの感染が懸念される状況における応援活動の留意点(まとめ))

[http://www.jwwa.or.jp/upfile/upload\\_file\\_20200703001.pdf](http://www.jwwa.or.jp/upfile/upload_file_20200703001.pdf)

また、東日本大震災や北海道胆振東部地震等の地震災害及び平成30年7月豪雨の水道施設被害について、厚生労働省HPにて調査報告書を公開している。さらに令和元年台風第15号・第19号の水道施設被害状況についても現在報告書を作成中であり、完成次第同HPにて公開を予定している。

※地震関連報告書HP：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/taishin/index.html>

※H30.7月豪雨報告書HP：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000205762\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000205762_00007.html)

各水道事業者等におかれては、上記報告書や以下の項目を参考に、災害に強い水道システムの構築を適宜検討いただきたい。

- ◆仕切弁の適切な間隔での設置による、被災時の断水影響範囲の極小化
- ◆山間部の導・送・配水管等、発災時に容易に近づけない場所や水道システムの上流部における管路の優先的な耐震化の検討
- ◆バックアップ体制を持たない施設の被災に備えた応急復旧資材の事前確保や復旧

手段の事前検討

◆異なる送配水エリア間の連絡管整備の検討

### ③災害査定時の留意点

地震・台風等の自然災害により水道施設が被害を受けた場合には、その復旧について災害復旧費国庫補助金が適用となる場合があるが、事前に財務省立会のもと調査を行い、採否を決定することとなる（災害査定）。

災害査定においては、各種様式に基づく書類の提出が必要となるため、補助申請を行おうとする被災した水道事業者等におかれては、書類の作成にあたり、「災害復旧費補助金交付要綱」、「災害復旧費調査要領」、「災害復旧費国庫補助金交付申請書等作成要領」、「災害復旧事業の実務に関する手引き」を熟読いただき、遺漏なく資料作成いただくようお願いする。

## （２）水道施設の耐震化の計画的実施

水道施設の耐震化に係る基準については、平成 18 年度から平成 19 年度にかけて検討会・審議会を重ね、その検討結果を反映した施設基準省令の改正を平成 20 年 3 月に公布、同年 10 月に施行した。この改正により、水道施設の重要度を 2 つに区分し、それぞれが備えるべき耐震性能の要件を明確にしている。

管路を更新する際、布設する管路はこの要件が適用されるため、水道事業者等におかれては、更新時の管路の管種の選定について、管路の重要度や埋設環境等に応じ、所要の耐震性能を備えたものとするようお願いしたい。その際、平成 20 年 4 月 8 日水道課長通知「水道施設の耐震化の計画的実施について」において、耐震性能が特に低い石綿セメント管について、遅くとも概ね 10 年以内に転換を完了するよう要請したものの、平成 30 年度末時点で約 4,083km が残存している状況にあるため、特に石綿セメント管が残存している水道事業者等は、早期解消に努めるよう改めてお願いする。なお、撤去作業にあたっては、石綿障害予防規則等を踏まえ、「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」（平成 17 年 8 月厚生労働省水道課）や「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について（情報提供）」（令和 2 年 9 月 2 日付け事務連絡）などを参照の上、適切に対応されたい。

既存施設については、全ての水道施設を直ちに省令に適合させることが困難であるという実情を考慮し、当該施設の大規模の改造の時までは、改正後の規定を適用しないとの経過措置が置かれているが、既存施設についても、地震が発生した場合に被害を抑制することが重要であり、できるだけ速やかにこれらの基準に適合させることが望ましい。

また、既存施設については破損した場合に重大な二次被害を生じるおそれが高い施設や影響範囲が大きく応急給水で対応できないことが想定される重要な施設などについては、早期に耐震化が完了することが重要である。新水道ビジョンでは、水道事業者は自らの給水区域内の重要な給水拠点を設定し、当該拠点を連絡する管路、配水池、浄水場の耐震化を完了させることを当面の目標としており、水道事業者におかれては、重要

給水拠点を連絡する施設の計画的な耐震化の実施をお願いします。

また、平成 23 年 10 月 3 日の水道法施行規則の一部改正により、規則第 17 条の 2 において規定されている、水道事業者が需要者に対して行うべき情報提供の項目に「水道施設の耐震性能及び耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項」を追加している。水道利用者の理解の一助となるよう、水道事業者におかれては年 1 回以上、水道の耐震化に関する情報提供を行う必要があるので、耐震化の推進に向けたより効果的な情報発信に努めて頂くようお願いしたい。

平成 25 年度において、東日本大震災における管路被害を調査・分析し、今後の管路耐震化のための最新の判断材料を整理するとともに、管路の耐震化に向けて水道事業者等が取り組むべき事項を「管路の耐震化に関する検討報告書」に取りまとめ、平成 26 年 6 月に公表しているので、水道事業者等においては、喫緊の課題である管路の耐震化にあたり、同報告書の内容を参考とし、既存管路の更新に係る優先順位付け、管路の耐震化に供する管種・継手の選定等を、各事業の実情を考慮しつつ適切かつ効率的に行って頂くようお願いしたい。

さらに、水道事業者等がそれぞれの水道の状況に応じて計画的に耐震化施策を推進する上で活用できるよう「水道の耐震化計画等策定指針」をとりまとめ、水道事業者等におかれては、本指針を参考として、耐震化計画の策定やさらなる内容の充実を図るようお願いする。また、これに併せて「水道の耐震化計画策定指針・資料編」、「水道の耐震化計画策定ツールの解説と計画事例」及び「水道の耐震化計画策定ツール(簡易ソフト)」、病院等の重要給水施設に至る管路の耐震化にかかる「重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き」を提供しているので、これらも積極的に活用されるようお願いする。

(水道課長通知「水道施設の耐震化の計画的実施について」)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/tuuchi/dl/ks-0408002.pdf>

(水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き)

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/dl/sekimen.pdf>

(石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について (情報提供))

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000722337.pdf>

(「管路の耐震化に関する検討報告書」)

[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/taisinkahoukokusyo6\\_27.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/taisinkahoukokusyo6_27.pdf)

(「水道の耐震化計画等策定指針」)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000089462.pdf>

(「重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き」)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000166060.pdf>

### (3) 基幹水道施設の耐震化の状況

令和元年度末時点の基幹管路（導水管、送水管及び配水本管）と基幹施設（浄水施設と配水池）の耐震化に係る状況調査を行った。全国の基幹管路の耐震適合率は 40.9%（前年比 0.6%増）、基幹施設においては浄水施設で 32.6%（同 2.0%増）、配水池で 58.6%（同 1.7%増）であったが、依然として十分に耐震化が進んでいるとは言えない状況である。

南海トラフ地震や首都直下地震など、今後の発生が想定される大規模自然災害に対し、被害の軽減を図るためには水道施設の耐震化が喫緊の課題である。水道事業者等においては、今後も引き続き、水道施設の耐震化に向けたより積極的な対応をお願いする。

（耐震化の状況に関する報道発表）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_16436.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16436.html)

また、重要給水施設の選定状況及び重要給水施設に至る管路の耐震化状況を調査したところ、平成 30 年度末時点で基幹管路における耐震適合率は 47.2%となっており、全ての基幹管路を対象とした数値（同年 40.3%）に比べて、6.9 ポイント高い値であった。重要給水施設を選定できていない水道事業者におかれては、早急に選定するとともに、当該施設に至る管路の耐震化について計画的に取り組むようお願いする。

なお、本調査の数値は新水道ビジョンで掲げた当面の目標の進捗状況を示す指標であり、次年度以降も調査を継続し、HP等で公表していく予定である。

（令和元年度重要給水施設管路の耐震化に係る調査結果）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000692425.pdf>

### (4) 水害に関する防災・減災対策の取組について

平成 30 年 7 月豪雨災害や令和元年東日本台風において水道施設に浸水被害が発生したところであり、浸水災害対策については着実に取り組んで行く必要がある。

厚生労働省では、水道事業者等における浸水災害対策の検討に資するよう、全国の水道事業者等を対象に浸水災害対策に関する取組事例の調査を実施（令和 2 年 1 月 17 日付事務連絡）したところであり、浸水想定区域に位置する水道施設を管理する水道事業者等におかれては、当該取組事例を参考にしつつ詳細な検討を進めるなど、取組を推進していただくようお願いする。

### (5) 防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策

国では、南海トラフ地震や首都直下地震など、発生が想定される大規模自然災害に対して強靱な国づくりに関する取組として、国土強靱化基本計画及び国土強靱化アクション

ンプラン 2020 を策定し、水道においては基幹管路の耐震適合率を 2022 年度末までに 50%以上に引き上げる目標を掲げている。

さらに、近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震が切迫している状況等を踏まえ、3年間で特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策をとりまとめた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（以下、「3か年緊急対策」という。）の推進に引き続き、耐災害性強化対策等の更なる加速化・深化を図るため、政府全体で「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下、「5か年加速化対策」という。）を策定した。

5か年加速化対策では、基幹管路の耐震適合率を2025年度までに54%以上、2028年度末までに60%以上に引き上げる目標を達成するため、3か年緊急対策で定めた耐震化のペース（例年の1.5倍）を維持するとともに、重要度の高い浄水場・配水場の耐震化率を2025年度までにそれぞれ41%以上（令和元年度：32.8%）、70%以上（令和元年度：58.6%）に引き上げるという地震対策に加え、2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場に対し、自家発電設備の設置等の停電対策実施率を2025年度までに77%以上（令和元年度：67.7%）、土砂流入防止壁の設置等の土砂災害対策実施率を2025年度までに48%以上（令和元年度：42.6%）、防水扉や止水堰の設置等の浸水災害対策実施率を2025年度までに59%以上（令和元年度：37.2%）引き上げる対策に取り組むこととしている。

以上の状況を鑑み、令和3年2月2日付け薬生水発 0202 第3号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知「水道における『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』の実施について」により、水道事業者等に対して以下の対応をお願いするとともに、5か年加速化対策として集中的な対策が必要と位置づけられた水道施設を管理する水道事業者等に対しては、今後、対策の実施に関する進捗状況の調査を行う予定である。

- ・ 5か年加速化対策の趣旨を踏まえ、水道施設の停電・土砂災害・浸水災害対策等の耐災害性強化対策及び管路の一層の耐震化対策を施設整備計画等に位置づけるなど、引き続き水道施設の強靱化に関する取組を進めること。
- ・ 令和2年度第3次補正予算において、5か年加速化対策の推進を図るための水道事業者等に対する財政支援の拡充及び必要な予算の計上を図ったところであり、これら財政支援の活用も検討すること。

（「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」）

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\\_kyoujinka/5kanenkasokuka/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/5kanenkasokuka/index.html)

（水道課長通知「水道における『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』の実施について」）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000732372.pdf>

## （6）コロナ禍における事業継続等について

### ①新型コロナウイルス感染症にかかる事業継続の取組状況

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症に対する対応について」（令和2年1月31日付け事務連絡）や「新型コロナウイルス感染症に対する対応について」（令和2年2月17日付け事務連絡）等により、各水道事業者等に対し、国民生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠な水道水を供給する主体として、水の供給に支障が生じることのないよう、職員をはじめとする作業従事者の感染予防対策の徹底のほか、感染者発生時における要員の確保、多くの職員等が罹患した場合を想定した継続すべき優先業務の絞り込み、必要な物資の事前の確保等、事業継続にあたり、「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン（改訂版）」（平成21年2月厚生労働省健康局水道課）に準じた対応をお願いしているところである。

厚生労働省では、令和3年1月に発令された緊急事態宣言の対象区域（11都府県）に位置する水道事業者等を対象に、事業継続に関する措置等の実施状況について調査を行ったところ、職員の感染予防対策や情報連絡体制の整備状況は8割超と高い一方、優先業務の絞り込みや要員リストの作成などの取組内容や事業継続計画の策定率は8割を下回っている。また、全国の水道事業者等を対象に令和2年3月に実施した調査では、事業継続計画の策定率は6割を下回っている。

各水道事業者等におかれては、引き続き、感染防止対策や「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン（改訂版）」に準じた必要な対応を進めていただくようお願いする。また、事業継続計画を策定していない水道事業者等におかれて、新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針を参考に、速やかに策定に取り組むようお願いする。

（水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン（改訂版））

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/dl/090223-1a.pdf>

（新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/dl/101130-03.pdf>

## ②水道料金の支払い猶予等に関する取組状況

令和2年3月18日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、「生活不安に対応するための緊急措置」が決定されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」（令和2年3月18日付け薬生水発0318号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）を発出し、一時的に水道料金の支払に困難を来している者を対象として、その置かれた状況に配慮した支払い猶予等の対応や料金未払いによる機械的な給水停止の回避等、柔軟な措置の実施を検討いただくよう依頼した。

また、令和2年度補正予算に計上された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下、「臨時交付金」という。）においては、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、原則

として、地方公共団体が徴収する水道料金をはじめ公共料金の減免について、一般会計から公営企業会計への繰出に対して臨時交付金の対象とする旨、内閣府地方創生推進室から示され、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた事業に対する財政支援について」（令和2年5月19日付け薬生水発0519号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）を発出し、水道事業者に対して周知した。

さらに、令和3年1月22日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「緊急事態宣言を踏まえた経済支援策の全体像」がとりまとめられたことを受け、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金の支払猶予等の柔軟な措置の実施及び水道利用者への周知等について」（令和3年1月25日付け薬生水発0125第1号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）を発出した。

厚生労働省では、各水道事業者による支払い猶予等の措置の実施状況について令和2年3月以降、定期的に調査を実施しており、令和3年2月15日に実施した第8回調査（1,280事業者から回答）の結果、支払い猶予を実施している水道事業者は約73%、支払い猶予額は約30億円であった。また、減免を実施している水道事業者は約8%、減免額は639億円であった。

各水道事業者におかれては、引き続き、支払い猶予等の対応や料金未払いによる機械的な給水停止の回避等、柔軟な措置の実施を検討いただくようお願いする。

## （7）その他危機管理対策について

### ①健康危機管理の適正な実施並びに危機管理情報の提供について

各都道府県及び水道事業者等におかれては、平成29年3月31日に一部改正した厚生労働省水道課長通知「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成25年10月25日付け健水発第1025第1号）により、①「飲料水健康危機管理実施要領」により引き続き危機管理の実施をお願いするとともに、②風水害、地震等の自然災害や一定規模以上の事故等による水道施設への被害及び水質事故等に関して、所定の様式、方法にて厚生労働省への報告をお願いする。

（水道課長通知「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/index.html>

### ②危機管理対策マニュアル策定指針について

地震や風水害等の自然現象及び水質汚染事故、施設事故等の人為的な原因により災害が発生した場合、被災水道事業者等は、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に継続し、サービスレベルを一定以上に保つため、かつ、諸活動を迅速かつ的確に行うためには、各水道事業者等が規模・地域特性に応じた適正なマニュアルを事前に作成しておくことが不可欠である。

「危機管理対策マニュアル策定指針」策定当初から、10年余の歳月が経過し、その間に平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や平成28年（2016年）熊本地震、平成27年9月関東・東北豪雨、平成28年1月の西日本一帯における寒波、平成30年7月豪雨などの大規模災害や施設事故を経験しており、今後もこのような大規模災害等が発生する可能性が高く、水道事業者等は、よりの確に対応することが求められることから、今般、上記の大規模災害等発生時の対応から顕在化した課題、知見等を反映することにより、更に実働的な危機管理対策マニュアルを策定するために改訂を行うこととした。

また、各種災害・事故等の危機管理対策マニュアル策定にあたり、効率的にその概要及び作成方法について理解を深めつつ、作業が可能となることを目的に、危機管理対策マニュアル策定指針類のうち、共通部分となる災害対策の基本条件を整理し、とりまとめた「危機管理対策マニュアル策定指針【共通編】」を新たに策定した。

順次改訂版を厚生労働省ホームページへ掲載していくので、各水道事業者等におかれましては、ご参考にされたい。

なお、国土強靱化年次計画2020において、「危機管理マニュアルの策定率」が2023年度末までに100%に引き上げる目標が掲げられており、マニュアル未作成の水道事業者等におかれては、危機対応を円滑に処理するため、「危機管理対策マニュアル策定指針【共通編】」や各種マニュアル策定指針を参考に、マニュアル策定に取り組まれない。

（危機管理対策マニュアル策定指針）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/sisin.html>

### ③テロ対策

昨今の国際情勢の緊張感の高まりや、今年第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会の開催等が予定されていることを鑑み、水道事業者等におかれては、テロ対策の重要性を再度認識し、地域の実情に応じたテロ対策の実施を着実に進めるようお願いする。

特に、テロ対策マニュアルを未だ策定していない水道事業者等におかれては、早急に整備を進め、事件発生に備えた事前対処及び事件発生時の対処を早急に行うことができる体制整備を講じるようお願いする。

（テロ対策マニュアル策定指針）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000165023.pdf>

### ④新型インフルエンザ対策

ア 新型インフルエンザ対策マニュアルについて

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図るため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）が制定された。同法には、国や地方公共団体等

の行動計画の作成が位置づけられている。また、それらの行動計画等の定めに基づき、水道事業者、水道用水供給事業者である地方公共団体は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水の安定的かつ適切な供給のための措置を講じなければならないとされているので、それぞれの都道府県や市町村の行動計画の策定及び実施に協力されたい。

特措法第6条に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成25年6月7日）では、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患し、流行が約8週間程度続くと予想されており、また、本人の罹患や家族の罹患等により事業者の従業員の最大40%が欠勤することが想定されている。新型インフルエンザ発生時においても、最低限の国民生活を維持できるよう、水道事業者等は社会機能維持者として安全確保を前提として水道水を安定的に供給していく必要がある。そのためには各事業者において、新型インフルエンザに対応した事業継続計画を策定し、従業員や職場における感染対策、継続すべき重要業務の選定、応援要員リストの作成などを事前に行っておくことが重要である。

厚生労働省では平成19年10月に「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定（平成21年2月改訂）したところであるが、新型インフルエンザ（A/H1N1）の実際の流行やアンケート結果等を踏まえ、平成22年12月に「新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針」を水道事業者等に送付した。各水道事業者等においては、本策定指針を参考として業務継続計画（BCP）を策定し、適切な新型インフルエンザ対策を推進していただくようお願いする。

（新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/dl/101130-03.pdf>

## イ 予防接種（特定接種）について

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対し実施される予防接種（特定接種）については、水道水を安定的・適切に供給するという社会的役割を果たすため、浄水管理、導水管理若しくは送水管理若しくは配水管理、水道施設の故障若しくは障害対応又は水質検査といった国民生活の維持に最低限必要な業務の従事者を対象に、登録できることになっており、外部事業者の職員が登録申請事業者に常駐して不可分一体となっている場合は、その職員も登録申請事業者の登録対象業務の従業者数に含むことができるとされている。なお、登録にあたっては、産業医を選任していること、業務継続計画を作成していることを要件として、従事者の業務内訳を明らかにすることになっている。

特定接種の登録は、平成28年度から「特定接種管理システム」で実施しており、平成29年度に対象事業者登録の確定通知及び厚生労働省HPで公表し、平成30年度に登録情報の更新・変更を行った。令和元年度から新規申請の受付を実施しており、新規申請を予定している水道事業者等におかれては、適宜、対応をいただきたい。

なお、ワクチンはあくまで業務継続のための支援ツールの1つに過ぎず、特定接種の

実施の要否や、実際の接種の対象となる業種、配布されるワクチン数なども、新型インフルエンザ等の発生時に政府対策本部にて決定されることになるため、登録されたことをもって特定接種を受けられる訳ではないことにはご留意願いたい。

(参考)

・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について」（平成28年4月13日付け事務連絡）

（特定接種（国民生活・国民経済安定分野）について）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108661.html>

## ⑤水道分野におけるサイバーセキュリティ対策について

水道事業者等における情報セキュリティ対策については、変化する社会環境や複雑・巧妙化するサイバー攻撃の趨勢等を踏まえて、政府のサイバーセキュリティ戦略本部において策定された「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画（平成29年6月）」や「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針（第5版）（平成30年4月）」等をもとに、平成31年3月29日に「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第4版）」を公表したので、水道事業者等におかれては、これを参考に引き続き取組を進めていただくようお願いする。

一方、行動計画には、重要インフラサービスを維持する観点から必要に応じて情報セキュリティ対策を関係法令等の保安規制に位置づけることが掲げられている。そのため、水道施設におけるサイバーセキュリティ対策を強化する観点から、水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正し、令和2年4月1日に施行された。水道事業者等におかれては、引き続き省令に則したサイバーセキュリティを確保するために必要な措置を講じられたい。

## 5. CPS/IoTなどの先端技術の活用

### (1) 水道事業におけるIoT活用推進モデル事業

#### ①水道事業における CPS/IoT の活用

水道事業は、人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化、職員数の減少などのさまざまな課題に直面しており、将来にわたる安全で良質な水道水の供給の確保、安定的な事業運営のためには、市町村の垣根を越えた広域連携などを通じた水道事業の運営基盤の強化とともに、水道事業の業務の一層の効率化・高度化を図る必要がある。

しかし、水道施設の点検・維持管理面は人の手に大きく依存しており、とりわけ離島や山間・豪雪地帯といった地理的条件の厳しい地域にある水道施設の維持管理には、多くの時間と費用を要しているほか、災害時には漏水箇所の特定に時間を要していることも課題となっている。

このような中で、水道事業における CPS/IoT などの先端技術を活用することで、自動検針や漏水の早期発見といった業務の効率化に加え、現在のシステム・事業の枠組みを超えた情報の利活用を見据えた共通化・標準化の効果、ビッグデータの収集・解析による配水の最適化や故障予知診断などの付加効果の創出が見込まれ、水道事業の基盤強化につながるものと考えられる。

#### ②水道事業における IoT 活用推進モデル事業（生活基盤施設耐震化等交付金）

CPS/IoT などの先端技術の活用により事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図るなど、先端技術を活用して科学技術イノベーションを指向するモデル事業について、「水道事業における IoT 活用推進モデル事業」（生活基盤施設耐震化等交付金）による財政支援を平成 30 年度より実施しており、令和 2 年度までに 4 事業（水道情報活用システム導入支援事業を除く）への支援を実施している。本モデル事業の交付対象については、6. (2) ②で示すとおり、令和 3 年度より新たに簡易水道事業を交付対象とする制度拡充を行う予定である。

本モデル事業の趣旨に合致する事業を実施予定の水道事業者等においては、適宜、ご活用いただきたい。なお、活用にあたっては当課への協議が必要であるため、事前に実施予定の事業内容を添えて相談されたい。

### (2) 水道情報活用システム

#### ①水道情報活用システム

水道部門における CPS/IoT の導入・普及に向けて、経済産業省及び NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）と連携し、水道事業に関するデータを横断的かつ柔軟に利活用できるよう、システムの各構成要素の仕様が標準化された仕組みである「水道情報活用システム」の社会実装に向けた取組を進めてきた。

このほど、経済産業省の補助事業により水道情報活用システムの水道標準プラットフォーム

ホームが構築され、水道情報活用システムのサービス提供が令和2年5月より開始されている。あわせて、情報利活用の高度化や日々進化する CPS/IoT などの先端技術等への対応、セキュリティ対策のためにも、水道情報活用システムの標準仕様の管理・改定等を継続的に行っていく体制が構築されている。

当省では、水道事業者等が水道情報活用システムの意義を適切に理解し導入を検討できるよう「水道情報活用システム導入の手引き」を平成31年4月に策定・公表したとともに、後述する水道情報活用システム導入支援事業の募集にあわせて「水道情報活用システム等に係る QA 集（令和2年12月版）」等を作成し、周知を図っている。

令和3年2月現在、15府県23事業者（うち1水道用水供給事業者）において水道情報活用システムの導入事業を実施中又は実施予定であり、24府県43事業者（うち6水道用水供給事業者）において令和4年度以降の導入が検討されている。

## ②水道情報活用システム標準仕様の管理・改定に係る取り組み

水道情報活用システムの標準仕様は、令和2年度より以下の管理・改定の体制が構築されており、関係者からの要望・提案等を受け、改定等を継続的に行うこととしている。

1. 標準仕様の改定要求内容等の審査を行う、水道情報活用システム標準仕様審査委員会（以下、審査委員会）を、（公財）水道技術研究センターに設置
2. 標準仕様等の保管・公表業務、審査委員会と連携しての改定業務を行う、水道情報活用システム標準仕様研究会（以下、研究会）を、（株）JECC に設置

令和2年度は、アセットマネジメント及び監視制御を念頭とした標準仕様の改定等の検討が進められた。このうち、水道情報活用システム導入における既存浄水場及び関連施設の改造を極力減らす（導入障壁を下げる）ことを念頭とした標準汎用インターフェイス仕様書における汎用的プロトコルの拡張（Modbus/TCP の追加）等に関する改定要求が研究会から提出され、令和3年2月に開催した審査委員会で審査・承認された。これにより、従前より使用が認められるプロトコル OPC UA に加え、浄水場内外の設備や機器間の通信にも広く使用されているプロトコル Modbus/TCP が追加されることとなり、導入時の計装コストの低減が期待できると考えられている。なお、セキュリティ確保の観点から Modbus/TCP については、監視利用のみ可（制御利用は不可）とする仕様となっている。

各水道事業者等においては、水道情報活用システム標準仕様書の最新版（会員以外にも公表）が公開されており、適宜、ご参照いただきたい。

（水道情報活用システム標準仕様書 水道情報活用システム標準仕様研究会ウェブサイト）

<https://www.j-wpf.jp/stdspec/>

令和3年度は、アセットマネジメントに関するデータ項目の標準化や標準仕様への準拠基準の作成等が予定されているほか、水道情報活用システムの導入・普及に向けた研

究会の活動として、水道事業者間やベンダ間の意見交換や各種講習会等の開催・参画、**3.**で示した官民連携推進協議会での説明が予定されている。標準仕様書や研究会に関する問合せは随時可能となっており、問い合わせ先は以下のとおりである。

(水道情報活用システム標準仕様研究会 事務局連絡先 研究会ウェブサイト)

<https://www.j-wpf.jp/contact/>

または TEL : 03-3216-3605 MAIL : [wssp-sc@jecc.com](mailto:wssp-sc@jecc.com)

当省としても、両会の事務局である（公財）水道技術研究センター及び（株）JECCとも連携して審査委員会や研究会への助言等を行ってきたところであり、引き続き、水道情報活用システムによる水道の基盤の強化が図られるよう、技術的支援に努めていく。

### ③水道情報活用システム導入支援事業

当省では、水道情報活用システムを導入し業務の効率化や管理の高度化を目指す水道事業者等に対して、「水道事業におけるIoT活用推進モデル事業」（生活基盤施設耐震化等交付金）を活用した財政支援を実施しており、適宜、ご活用いただきたい。

また、**5.**（1）②で示したとおり、本モデル事業の交付対象について、令和3年度より新たに簡易水道事業を交付対象とする制度拡充を行う予定であることを踏まえ、簡易水道事業者に対する導入支援事業の募集を実施している。各都道府県水道行政担当部局においては、本募集の周知及び管内の簡易水道事業者のとりまとめ及び提出をお願いするとともに、管内の水道事業者等が水道情報活用システムの意義を適切に理解し導入を検討できるよう、必要に応じ、助言や技術的支援をお願いする。

また、令和4年度より導入事業を開始する水道事業者等においては、令和3年中に実施予定の導入支援事業の募集の際に登録票の提出が必要となるため、ご留意いただきたい。その際、登録票の提出とは別に、生活基盤施設耐震化等交付金に係る要望書の提出が必要であることも、あわせてご留意いただきたい。

## （3）スマートメーター

### ①スマートメーターの動向

水道事業では、料金算定のために水道メーターを設置し、検針員の各戸訪問による毎月または毎月の検針を実施しており、多くの時間と労力が費やされている。また、積雪寒冷地や離島などの難検針地域では、検針員の安全性確保や検針遅延の対策などの課題がある。無線通信等を利用したスマートメーター<sup>\*</sup>の導入には、このような検針業務の効率化、さらには需要変動を含めた詳細データを取得できることによる運転管理の高度化、漏水箇所の早期発見や利用者サービスの向上などの多様な効果が考えられる。

<sup>\*</sup>スマートメーター制度検討会報告書（平成23年2月 スマートメーター制度検討会）では、双方向通信機能を有する電子式メーター＝いわゆる「スマートメーター」としている。

水道分野におけるスマートメーターに関する取り組みとしては、(公財)水道技術研究センターにおいて、スマート水道メーターの普及に向けて産官学が一体となり課題解決に取り組む「A-Smart プロジェクト」が平成 29 年度より進められており、当省もオブザーバーとして参画している。令和 2 年 12 月現在、水道事業におけるスマートメーターの導入状況は、実運用中の水道事業数が 5、その他に実証実験を実施中又は実施済の事業数が 21 となっている。(公財)水道技術研究センターより提供)

また、電力分野ではスマートメーターの普及が進んでおり、現在のスマートメーターの検定有効期間(10年)後の更新(令和6年度より)を見据え、電力やその周辺ビジネスの将来像を踏まえた新たな仕様とするべく、資源エネルギー庁による「次世代スマートメーター制度検討会」が令和2年9月に設置され、検討が進められている。本検討会では、ガス・水道分野との共同検針として「ユーティリティ産業全体システム効率化やエネルギー利用の高度化を目指す観点から、(中略)電気・ガス・水道メーターの通信プロトコルや、通信規格の統一化・標準化を進める。」とされ、具体的な仕様は電気事業連合会が主体となる「共同検針インターフェース検討会議」にて検討が進められている。

当省としても、電力分野との共同検針は各水道事業者におけるスマートメーター導入の際の有効な選択肢の一つと考えられることから、両会に関係省庁として参画しており、令和3年夏を目途にとりまとめられる予定の検討成果について、各水道事業者等に情報提供を行う予定である。

## ②スマートメーター導入に係る財政支援

スマートメーター導入に係る支援として、令和2年度までに2事業に対し、5.

(1) ②で示した「水道事業におけるIoT活用推進モデル事業」(生活基盤施設耐震化等交付金)による財政支援を実施してきたところである。

本モデル事業の趣旨に合致する事業としてスマートメーターを導入する水道事業者等においては、適宜、ご活用いただきたい。

なお、電力分野における共同検針に係る仕様の検討の進捗等も踏まえ、今後の施策立案の参考とすることから令和2年度の運営状況調査を通じてスマートメーター導入に係る調査を実施する予定であり、各水道事業者においては調査へのご協力をお願いする。

## 6. 水道施設整備費に係る予算等について

### (1) 令和3年度水道施設整備関係予算

水道施設の整備に係る令和3年度予算案については、他府省計上分と合わせて、395億円を計上し、令和2年度第三次補正予算と令和3年度予算案を合わせた施設整備費の総額は785億円となっている。

これらのほか、東日本大震災などの災害復旧費に17億円を計上している。このうち、東日本大震災の災害復旧費については、各自治体の復興計画で、令和3年度に予定されている施設の復旧に必要な経費について財政支援を行うため、復興庁に13億円を一括計上している。

### (2) 令和3年度予算案・令和2年度3次補正予算における制度改正案等

#### ①「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について

近年激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対応等について更なる加速化・深化を図るため、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下「5か年加速化対策」という。）に基づき、水道施設の停電・浸水災害・土砂災害対策及び耐震化対策等の実施に必要な経費として、令和2年度第三次補正予算案に390億円を計上している。併せて、5か年加速化対策を踏まえ、水道施設整備費補助金及び生活基盤施設耐震化等交付金について、以下の措置を講じている。

水道施設の耐災害性強化を推進するため、各都道府県におかれては、管下の水道事業者等に幅広く活用していただけるよう、働きかけをお願いする。また、各水道事業者等におかれては、5か年加速化対策の趣旨を踏まえ、引き続き水道施設の強靱化に関する取組を進めていただくようお願いする。

ア. 浄水場（※1）における停電・浸水災害・土砂災害対策への補助を継続する

※1 2,000戸以上の給水を受け持つなど影響の大きい浄水場

イ. 令和元年度補正予算限りの措置としていた配水場・ポンプ場における停電・浸水災害・土砂災害対策への補助を継続する（影響の大きい浄水場の下流にあるものに限る）

ウ. 取水場への対策については、浄水場と合わせて事業を実施する場合を補助対象としていたが、取水場単独の対策も補助対象とする（影響の大きい浄水場の上流にあるものに限る）

エ. 令和元年度補正予算限りの措置としていた、公共性が高く社会的影響が大きい施設（※2）に配水する配水支管の耐震化対策を引き続き交付対象とする

※2 地域防災計画に位置づけられていない学校や福祉施設等

## ②生活基盤施設耐震化等交付金による支援策の拡充案について

令和3年度当初予算案においては、生活基盤施設耐震化等交付金の支援策を拡充し、管路耐震化事業の交付対象となる管種の拡大などの緩和措置や海底送水管やソフト事業に係るメニューを創設することで水道の基盤強化を図ることとしている。

具体的な拡充内容は以下のとおりである。

### ア. 水道管路緊急改善事業の交付対象拡大

- ・交付対象となる管種に、1988年以前に布設されたポリエチレン管を追加する。

### イ. 水道事業の海底送水管の更新に係る支援メニューの創設

- ・布設後20年を経過した水道事業の海底送水管について、管種を限らず財政支援の対象とする（令和7年度までに事業計画が採択されたものに限る）

### ウ. 被災した水道施設の災害対策に係る支援メニューの創設

- ・水道施設災害復旧費補助金の対象となった事業に併せて、電気設備の嵩上げ等の災害対策を実施する場合、上乗せ部分について財政支援を行う

### エ. 広域化事業の要件緩和

- ・市町村域を超えて3事業以上の広域化を要件の一つとしているところ、半島振興対策実施地域等の地理的な条件が厳しい地域については、2事業以上の広域化に要件緩和する

### オ. 水道事業におけるIoT活用推進モデル事業の交付対象拡大

- ・簡易水道事業を交付対象に加える。

### カ. 事業体におけるソフト事業への支援メニューの創設

- ・事業継続計画（BCP）の策定や複数事業者間で実施するアセットマネジメント、施設統廃合等の検討経費への財政支援を行う

## 7. 水道事業者等への指導監督について

### (1) 立入検査

#### ①目的

水道法第39条第1項等の規定に基づき、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供する者に限る。）の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することを目的として実施している。

#### ②立入検査実施状況

令和2年度における立入検査については、令和2年9月から令和3年2月にかけて、厚生労働大臣認可である445の水道事業者及び水道用水供給事業者のうち35事業者（第三者委託受託者4者を含む。）に対し、一部を除き実施したところである。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、16事業者（第三者委託受託者4者を含む。）への立入検査の実施に当たっては、オンライン等によるリモート方式で検査を実施し、4事業者への立入検査は令和3年度に持ち越しとした。

立入検査においては、需要者の安心・安全の確保に重点を置きつつ、主として水道技術管理者の従事・監督状況等水道法に規定する事項の遵守状況、自然災害やテロ等危機管理対策の状況などを確認している。また、健全な経営の確保の観点から、水道料金が妥当か否か、資産維持費相当額を料金に算定しているか等、経営状況についても重点的に確認している。

具体的には、

- 1) 水道技術管理者、布設工事監督者等の事業の監督状況
- 2) 認可（変更認可）や各種届出状況、給水開始前検査の実施状況
- 3) 施設基準の遵守等、水道施設管理の実施状況
- 4) 健康診断や衛生上の措置等、衛生管理の実施状況
- 5) 水質検査の実施状況、水質基準の遵守状況
- 6) 水源周辺等の汚染源の把握、水質管理に伴う施設整備の状況
- 7) 自然災害やテロ等、危機管理対策の実施状況
- 8) 情報提供の実施状況や供給規程の周知等、住民対応の実施状況
- 9) 環境保全対策の実施状況 等

の項目について、適切に実施されているかを書類検査及び現地検査にて確認しており、水道の管理について技術上の業務を担当する水道技術管理者に説明をお願いしているところである。立入検査終了後は、検査内容について講評を行うとともに、改善を必要とする事項については、講評内容の重要性や水道法令との整合性等に応じて、文書指摘又は口頭指摘を行い、その改善状況について報告を得ることとしている。

#### ③立入検査の結果について

令和2年度に実施した立入検査の結果については、現在取りまとめ中であるが、すべ

ての結果が確定次第、厚生労働省のホームページで公表することとしているので、ご確認いただくとともに、当該結果を参考に各水道事業者等において適正な事業運営に取り組みたい。

## **(2) 水道技術管理者研修**

厚生労働大臣認可の水道事業等の水道技術管理者を対象とした研修を平成 14 年度より実施しており、今年度は、令和 3 年 1 月に宮城県、岩手県及び 2 月（オンライン方式）に実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、本研修を中止することとしたところである。令和 3 年度は開催する予定であるので、水道事業者等におかれては、水道技術管理者の出席についてご配慮をお願いする。

## **(3) 渇水及び事故等による減断水について**

渇水や施設の老朽化等による一定規模以上の事故（給水装置を除く）により減断水を伴う恐れのある事例については、水道課水道計画指導室にて情報受付を担当している（連絡先等詳しくは健水発 1025 第 1 号平成 25 年 10 月 25 日（最終改正令和 2 年 2 月 27 日）水道課長通知 健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について）。令和 2 年度においては、比較的社会的影響の大きな事象として以下 2 件があった。

- ① 渇水事例 千葉県南房総市における小向ダムの貯水率低下による減水
- ② 漏水事件事例 かずさ水道広域連合企業団の JR 伏越部付近における可とう継手部の漏水事故

(参考)「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」

(平成 25 年 10 月 25 日付け健水発 1025 第 1 号厚生労働省健康局水道課長通知)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000603550.pdf>

## 8. 水道水質管理について

### (1) 水質基準制度の円滑な施行

#### ①水質基準等の見直し状況

水道の水質基準については、水道法第4条に基づく「水質基準に関する省令」(平成15年厚生労働省令第101号)により、項目とその基準値が定められている。水質基準については、常に最新の知見に照らして改正していくべきとされており、厚生労働省では、水質基準逐次改正検討会を設置して、必要な知見の収集及び調査研究を実施し、継続的に検討を進めているところである。

令和3年1月26日に開催された令和2年度第1回水質基準逐次改正検討会において、内閣府食品安全委員会による最近の食品健康影響評価の結果に基づき、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成15年10月10日付け健発第1010004号厚生労働省健康局長通知)の「別添2 農薬類(水質管理目標設定項目15)の対象農薬リスト」に掲げる農薬類(カルボフラン、ベンフラカルブ)の見直し及び「水道水質管理計画の策定にあたっての留意事項について」(平成4年12月21日付け衛水第270号厚生労働省水道整備課長通知)の「別表第6」に掲げるその他農薬類(バリダマイシン)の目標値の設定について了承された。更に、上記課長通知の「別表第4」に掲げる要検討項目に、有機フッ素化合物の一種であるペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)を新たに追加することも併せて了承された。

これらについては、厚生科学審議会生活環境水道部会の審議を経て、令和3年4月1日より施行予定である。

なお、要検討項目の検査法はこれまで示していないが、PFHxSについては水質管理目標設定項目の「PFOS及びPFOA」と同時分析が可能であるため、併せて検査ができるよう通知を改正する予定である。

#### ②水質監視等

水道水の安全確保のためには、水質基準項目のみにとどまらず幅広く汚染物質の監視を行うことが望ましい。そのため、各水道事業者等においては、引き続きその実態に応じて水質管理目標設定項目等についても監視を行うとともに、当該監視結果を水質基準の逐次改正の検討に役立てるため、データの収集・提供につき御協力をお願いする。

#### ③その他の留意事項

農薬類は、水道原水から検出される可能性の大きさから、平成25年4月1日より水質基準農薬類(現在該当なし)、対象農薬リスト掲載農薬類、要検討農薬類、その他農薬類、除外農薬類の5つに分類されている。

検査の対象とする農薬類は、各水道事業者等が各地域の状況を勘案して適切に選定するものであり、取水地点上流域近傍における農薬類の使用実態の把握に努めるとともに、対象農薬リスト掲載農薬類以外の農薬についても、必要に応じて測定を実施されたい。

なお、測定対象とする農薬の選定の参考となるよう、都道府県別・地域ブロック別の農

薬出荷量の情報を近日中に厚生労働省ホームページに掲載する予定である。

## (2) 水道水質の向上

### ①水安全計画の策定

厚生労働省では、水源水質事故にみられるような工場排水の流入、浄水処理のトラブル、施設等の老朽化等、水道をとりまく様々なリスクが存在する中で、水道水の安全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、世界保健機関（WHO）が提案している「水安全計画」の策定を推奨している。

水安全計画は、水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステム作りを目指すものであり、水源のリスクの把握はもとより、把握したリスクに対応した施設・体制であることの確認、関係マニュアル類の見直し事項や施設整備の必要事項を抽出することが可能となるものである。

厚生労働省では、平成 20 年 5 月の「水安全計画策定ガイドライン」の策定、周知を始めとして、計画の策定を促進してきており、平成 27 年 6 月には、比較的容易に水安全計画を策定できるよう中小規模の水道事業者等の使用を念頭に「水安全計画作成支援ツール簡易版」を開発・公開している。令和 2 年 3 月末時点での上水道事業及び水道用水供給事業の水安全計画の策定状況は、策定済の事業者が 40.5%と前年度から 4.6 ポイント増加しており、また、支援ツールを用いて策定中の事業者も多くあることから、引き続き策定率の向上が期待される。

未策定の水道事業者等においては、できるだけ早期に水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底による安全な水供給の確保に向けて検討を進めるようお願いする。また、策定済の水道事業者等においても、水安全計画が常に安全な水を供給していくうえで十分なものになっているかを定期的に確認し、必要に応じて改善を行うようお願いする。

なお、事業者の管理責任を超える範囲（例えば、水道事業者の場合、水道用水供給事業者からの受水点までの範囲と貯水槽水道以降）については、当該範囲の管理主体と情報交換等を行うことにより、水安全計画の範囲とすることが望まれるものの、事業者の管理責任の範囲で計画を策定することは差し支えない。

### ②耐塩素性病原生物対策の推進

#### ア 対策指針に基づく対策の徹底

クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策については、その汚染のおそれの程度に応じて、ろ過設備又は紫外線処理設備を整備する等の対応措置を講じることとし、平成 19 年 3 月に「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成 12 年厚生省令第 15 号、以下「施設基準省令」という。）を改正するとともに、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（以下「対策指針」という。）を定めた。

その後も、科学的知見等を参考に検討を行い、表流水を原水とする水道施設に対

しても、ろ過処理を行った上での紫外線処理を適用可能とすること、及び紫外線処理設備が満たすべき要件として「クリプトスポリジウム等を99.9%以上不活化できる設備」に改めることを趣旨に、令和元年5月29日に施設基準省令及び対策指針を改正した。現在、各水道事業者等においてこれらに基づき対策が進められているところである。

平成8年に、我が国で初めて水道水に起因するクリプトスポリジウムによる感染症が埼玉県越生町で発生して以来、水道水中のクリプトスポリジウム等が原因と判明した感染症発生事例は報告されていなかったが、平成22年に千葉県成田市の貯水槽水道が原因とみられるジアルジア症が発生した。また、水道原水からは全国的に検出されているほか、水処理に問題が生じた結果、浄水から検出された事例や貯水槽水道から検出された事例、令和2年11月には湧水の水源池に哺乳動物が侵入したことによる汚染事例も報告されている。

水道事業者等と専用水道の設置者においては、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設の濁度管理の徹底等の措置について遺漏なきようお願いするとともに、水道施設の汚染対策についてもご留意いただきたい。

#### イ 汚染のおそれの判断の実施

施設基準省令においては、「原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合」は、浄水施設にろ過設備又は紫外線処理設備等の措置を講じることが義務づけられている。これに該当するか否かは、大腸菌及び嫌気性芽胞菌（以下「指標菌」という。）の検出状況と原水水源の種類によって判断されるため、原水中の指標菌の検査を行わなければ、当該浄水施設は施設基準省令に適合していない可能性を否定できないことに留意されたい。

リスクレベルの判断が行われていない施設数は、令和2年3月末現在、1,217施設（前年度比-98施設）と毎年減少しているが、調査対象施設数の約6%を占めており、特に、簡易水道と専用水道が多くを占めている。また、深井戸からもクリプトスポリジウム等が検出される事例が報告されている。未だ指標菌の検査を実施していない水道事業者等や専用水道の設置者においては、検査機関への委託などにより指標菌の検査を行い、早急にリスクレベルの判断及び必要な措置を講じるようお願いする。

なお、水道原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、水道法第20条第1項の水質検査に準ずることとし、水質検査計画に位置付けることとしている。定期的に水道原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施して水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するようお願いする。

#### ウ 施設整備等の推進

令和2年3月末現在、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策の実施状

況に関しては、レベル4の4,256施設及びレベル3の3,697施設のうち、対策を検討中の施設はレベル4で483施設（約11%）、レベル3で1,821施設（約49%）であり、合わせて2,304施設であった。レベル4とレベル3全施設に対する対策を検討中の施設の割合（約29%）は前年度と同程度であり、対策が進んでいない。

対策指針に基づき、レベル4の施設においては、ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過設備又はろ過設備の後段への紫外線処理設備の導入の対策を進める必要があり、また、レベル3の施設においては、レベル4の施設と同様の対応又は紫外線処理設備の導入の対策を進める必要がある。クリプトスポリジウム等の対策が未対策の水道事業者及び専用水道の設置者においては、できるだけ早期に対策を進めていただくようお願いする。なお、浄水処理の安全性を一層高めるために、ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過設備と紫外線処理設備を併用してもよい。

なお、施設基準省令では、浄水施設において満足すべき耐塩素性病原生物対策に係る要件の一つとして、「ろ過等の設備であって、耐塩素性病原生物を除去することができるものが設けられていること。」とされており、当該要件を満足すれば、対策指針で必ずしも明確に位置付けられていない浄水技術であっても、クリプトスポリジウム等対策として排除されるものではないことにご留意願いたい。ただし、そのような浄水技術を導入しようとする場合は浄水方法の変更に該当し、水道法の規定に基づく事業変更認可が必要であり、当該認可にあたり、紫外線処理技術等と同様に、実験データ等により当該技術の有効性や施設基準への適合性等について個別に確認する必要がある。

### （3）水質検査の信頼性確保

#### ①水道法施行規則の改正

1) 水道事業者等が登録水質検査機関等に水質検査を委託する場合の措置の明確化、2) 登録水質検査機関が遵守すべき検査方法の明確化、3) 検査水質検査機関の審査時に必要な提出書類や保存すべき書類の追加等に関する水道法施行規則の一部改正が平成23年10月3日に公布、平成24年4月1日に施行された。水道事業者等においては、水質検査の委託契約手続の適正化及び委託先の検査機関の監督並びに水質検査計画の充実について、引き続き取組をお願いするとともに、都道府県においては引き続き水道事業者等への御指導をお願いする。

#### ②妥当性評価ガイドラインについて

各検査機関が定める検査等の標準作業書の妥当性を確認する方法である水道水質検査における妥当性評価ガイドラインについて、一部改定を行い、平成30年4月1日から適用している（「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインの一部改定について」（平成29年10月18日付け厚生労働省水道課長通知）。また、本ガイドラインに係る質疑応答集は国立医薬品食品衛生研究所のホームページに掲載（厚生労働省水道課のホ

ームページにリンク)されており、妥当性評価の実施にあたり参考としていただきたい。

各検査機関にて実施した妥当性評価結果は、水質検査の結果の根拠となる書類(水道法施行規則第15条第8項第1号ホ)となることから、水質検査を委託している水道事業者等においては、委託先の水質検査機関を監督するにあたり、ガイドラインに基づく妥当性評価の実施状況を確認するようお願いする。

### ③外部精度管理調査の実施について

厚生労働省では、水質検査に係る技術水準の把握及び向上を目的として、平成12年度から、登録水質検査機関、水道事業者等、地方公共団体の機関を対象(令和元年度より第三者委託受託者を対象として追加)に厚生労働省水道水質検査精度管理のための統一試料調査(以下「厚生労働省精度管理調査」という。)を実施し、調査結果に基づき3分類の評価を行っている。評価の結果については、水道課ウェブサイトに掲載しているため、参考とされたい。

また、自己検査を実施している水道事業者等においては、令和3年度の厚生労働省精度管理調査(塩素酸、四塩化炭素・テトラクロロエチレン・トリクロロエチレン)への積極的な参加をお願いする。

### ④登録水質検査機関の指導・監督について

厚生労働省では、登録水質検査機関の指導・監督について、登録時及び3年ごとの登録更新時に「登録の手引き」に基づいて作成された申請書類を審査するほか、毎年度実施する厚生労働省精度管理調査によって問題が発覚した検査機関に対する助言及び「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領」(平成24年9月21日付け厚生労働省健康局水道課長通知)による指導を行っているところである。

また、平成24年度から、登録水質検査機関の適正な日常業務の実施の確保を目的とした日常業務確認調査を実施しており、調査結果をとりまとめて公表しているところである。

水道法施行規則では、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者も日常業務確認調査を行うことができると規定されており、水道事業者等においても当省の取組を参考にした日常業務確認調査の実施をお願いする。

### ⑤第三者委託における水質検査業務の適正な実施について

水道法第24条の3に基づく第三者委託により水質検査業務を実施する場合で、第三者委託受託者が水質検査業務を水質検査機関に外部委託している場合は、水質検査業務が適切に行われているか水道事業者等が確認できるようにするなどの留意が必要である。

このため、厚生労働省では、第三者委託における水質検査業務の適正な実施を確保するため、平成28年12月「水道事業における官民連携に関する手引き」(令和元年9月30日最終改正)にその委託やモニタリングにおける留意事項等を追記した。

具体的な留意点等は次のとおり。

- ・ 第三者委託受託者が水質検査を検査機関に外部委託する場合、水道事業者が検査機関から直接検査結果を受け取る関係にないこと。
- ・ 第三者委託契約の際、水質検査業務が適切に行われているかを水道事業者が確認するための方法を定めること。
  - 水質検査機関から、民間事業者と水道事業者の双方に同時に水質検査結果を提出させる。
  - 採水日・採水地点を含めた水質検査の予定を予め提出させ、検査機関から報告された結果書との相違を確認する。

#### (4) 専用水道、貯水槽水道等の衛生管理の充実・強化

##### ①専用水道、簡易専用水道及び飲用井戸等に係る権限の移譲

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）により、平成25年4月1日から、専用水道及び簡易専用水道に係る事務権限がすべての市に移譲されている。また、飲用に供する井戸等、水道法等の規制対象とならない水道の衛生対策についても、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について」（平成23年8月30日付け厚生労働省健康局長通知）により、「飲用井戸等衛生対策要領」を改正し、すべての市が実施することとされている。

都道府県においては、移譲先の市において円滑に事務が執行されるよう、市移譲先部局と情報を共有するなど、積極的な連携体制を図るとともに適切な助言を行うようお願いする。

##### ②専用水道における水質管理

専用水道の管理に係る技術上の業務に関しては、都道府県及びすべての市等の指導の下、水道法に基づき水道技術管理者を中心に行われているところである。

しかしながら、「飲料水健康危機管理実施要領」に基づき、令和2年に厚生労働省へ情報提供があった水質事故のうち、次亜塩素酸ナトリウムの不適切な管理を原因とする塩素酸の基準値超過により飲用自粛の指示がされた事案等が報告されている。

専用水道設置者が消毒剤の管理を適切に実施するとともに、水道法に基づく定期及び臨時の水質検査を確実に実施し、また、水質異常時に直ちに原因究明を行い所要の対策を講じるよう、都道府県及びすべての市等においては、専用水道設置者への指導の強化に御配慮をお願いする。なお、小規模水道において、給水量の増加や施設規模の拡大等によって専用水道に該当する場合がありますため留意されたい。

##### ③貯水槽水道への指導等の推進

簡易専用水道については、水道法に基づき、その設置者は毎年定期的に管理状況等についての検査を受けなければならないこととされており、管理基準に適合していない場

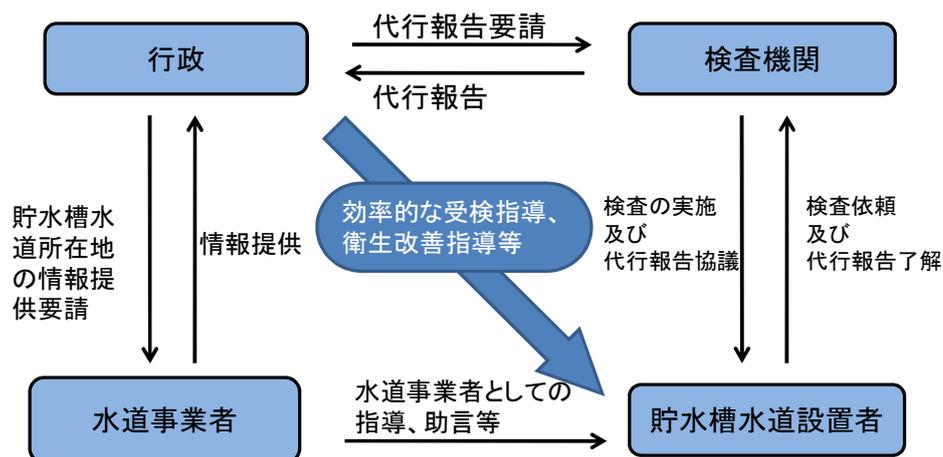
合は、都道府県知事及びすべての市長等は設置者に対し必要な措置を指示することができる」とされている。また、簡易専用水道に該当しない小規模貯水槽水道については、都道府県及び市等の条例・要綱に基づき指導されているところである。

簡易専用水道の管理の検査の受検状況は、令和元年度は78.4%であった。簡易専用水道の検査において指摘のあった施設の割合は23.0%であり、特に衛生上問題があったために報告された割合は0.7%であった。

また、小規模貯水槽水道の検査受検状況は、令和元年度は3.5%であった。その中で検査において指摘のあった施設の割合は24.5%であり、検査受検の推進が課題となっている。

厚生労働省が毎年実施している水道水質関連調査の結果においては、簡易専用水道の受検情報自体を把握できていないと思われるデータも散見されており、貯水槽水道への指導が十分に実施できていない可能性がある。また、簡易専用水道に係る事務権限がすべての市に移譲されたが、保健所設置市を除く市の検査受検率は75.2%であり、最新の設置情報について水道事業者と情報共有しているものは約5割にとどまっている。

令和2年6月には、集合住宅に設置された簡易専用水道において貯水槽のオーバーフロー管と公共下水管が誤接合していたために公共下水管の詰まりにより貯水槽に汚水が流入する水質事故が発生するなど、貯水槽水道の適切な管理が求められる。厚生労働省では、貯水槽水道について管理の適正化を図るため、「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」（平成22年3月25日付け厚生労働省水道課長通知）を発出し、都道府県等に対し、水道事業者との施設所在地の情報共有や登録簡易専用水道検査機関からの代行報告の活用、未受検施設に対する指導の実施等貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組を推進するようお願いしているところである。水道事業者においても、引き続き配慮をお願いする。



なお、平成18年3月に貯水槽水道に関する管理運営マニュアルが作成されているので、参考とされたい。

(貯水槽水道に関する管理運営マニュアル)

[https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/04\\_01.html](https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/04_01.html)

#### ④ 飲用井戸等の衛生確保のための対策の推進

水道法の規制対象とならない飲用井戸等において、依然として、水質基準を超過している事例が見られることから、これらの施設における衛生確保についての対応が急務となっている。

飲用井戸における水質検査の受検率は低いですが、検査を実施している井戸においては水質基準に適合していない飲用井戸が多数存在し、健康影響等の問題も懸念される。平成29年6月に飲用井戸施設でカンピロバクター・ジェジュニによる食中毒が発生するなど、一層の衛生対策の強化が求められる。都道府県等においては、「飲用井戸等衛生対策要領」(昭和62年1月29日付け厚生省生活衛生局長通知別紙)により、飲用井戸等の衛生対策の徹底について御配慮をお願いする。

特に、汚染が判明した場合の措置については、その汚染原因を調査するとともに、必要に応じて当該汚染井戸のみならず、その周辺井戸についても水質調査等を併せて実施する必要がある。なお、汚染井戸の設置者に対しては、水道への加入等の措置が指導されることになるので、水道事業者におかれては留意いただきたい。

#### ⑤ 新型コロナウイルス感染流行下における水道の衛生管理

令和2年は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い社会経済活動に変化が生じ、施設によっては普段よりも水道水の使用量が減少するなどの影響が生じている。令和2年は、専用水道を有する施設(レジャー施設)の利用者が減少し、消毒に使用する次亜塩素酸ナトリウムの保存期間が長期化したことに伴い塩素酸が基準値を超過した事案や、簡易専用水道を有する学校において、休校期間中の水使用量の減少に伴い貯水槽内の水の残留塩素濃度が低下し一般細菌が基準値を超過する事案が発生したので、都道府県等においては、このような施設の設置者への助言、指導等に御配慮をお願いする。

なお、塩素酸濃度の管理については、次の通知等が参考となる。

- ・浄水処理における次亜塩素酸ナトリウムの使用に当たっての留意事項について(平成18年3月30日付け厚生労働省水道水質管理室事務連絡)
- ・水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について(平成19年11月5日付け厚生労働省水道課長通知)
- ・「水道用次亜塩素酸ナトリウムの取扱い等の手引き(Q&A)」の送付について(平成20年3月28日付け厚生労働省水道水質管理室事務連絡)

### (5) 危機管理対応

#### ① 飲料水健康危機管理について

厚生労働省では、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、平成9年に「飲料水健康危機管理実施要領」(最終改正:平成25年10月)を策定して対

応しているが、塩素消毒の不徹底や耐塩素性病原生物による汚染等の事態は毎年発生している。

水道事業者等が通常予測できない水道原水の水質変化により、水道供給に支障が生ずるため、取水・給水の制限・停止や特殊薬品（粉末活性炭等）の使用等を行った水質汚染事故の発生件数は、令和元年度は196件であった。水道事業者等においては、水質汚染事故による健康被害の発生予防、拡大防止等危機管理に関する取組が迅速かつ適正に行われるよう、引き続き特段の配慮をお願いする。

また、飲料水の水質異常等の情報を把握した場合の厚生労働省への連絡方法については、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成25年10月25日付け厚生労働省水道課長通知）により通知しているところであるが、水道事業者等と都道府県においては、飲料水に起因して健康被害が発生した可能性がある場合のほか、健康に影響を及ぼすおそれのある飲料水の水質異常が発生した場合（浄水の遊離残留塩素が0.1 mg/L未満となった場合、一般細菌や大腸菌等の基準超過の場合、健康に影響を及ぼすおそれのある物質の基準超過の継続の場合、耐塩素性病原生物が原水等から検出された場合等）については、直ちに、厚生労働省水道課に連絡をいただくとともに、改めて、緊急時の迅速・円滑な対応をお願いする。

なお、地方公共団体である水道事業者等は、水道水の供給に起因して消費者安全法に規定する「重大事故等」が発生したことを把握した場合、同法の規定に基づき、直ちに消費者庁へ通知するよう義務付けられている。ただし、地方公共団体から各府省に対して重大事故等に関する情報の通知がなされる場合には、通知を受けた各府省が消費者庁へ通知することとして差し支えないこととされている。水道事業者等においては、水道に係る事故等が発生した場合、「消費者庁関連法の施行に伴う水道事故等に関する情報提供の徹底について」（平成21年9月30日付け事務連絡）を参考にして、当課への速やかな情報提供をお願いする。

## ②水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について

水道水は飲用のみならず、都市機能の維持のために使用されており、断水は市民生活における大きな影響を及ぼすことから、近年の水質事故の経験も踏まえ、水道事業者が断水による影響も考慮し、摂取制限を行いつつ給水を継続することを選択肢として適切に判断できるよう、その考え方を取りまとめ、「水質異常時における摂取制限等を伴う給水継続の考え方について」（平成28年3月31日付け厚生労働省水道課長通知）にて通知した。

この通知における考え方は、突発的な水質事故等により水質異常が生じた場合の対応について示している「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け厚生労働省健康局水道課長通知）を補完するものであり、変更するものではないことに留意が必要である。

また、水道事業者においては、水質異常時に摂取制限を伴う給水継続を実施する場合は、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」に基づき、厚生労働省水道課あてに報告をお願いする。

## 9. 水道分野における国際貢献について

### (1) 水道分野における国際貢献の背景

国連ミレニアム開発目標（MDGs）では、安全な飲料水を利用できない人口の割合を、1990年を基準として2015年までに半減することが掲げられ、我が国としても、達成に向け取り組んできたところ、同目標は2010年に達成された。今後は、新たに掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）の目標6「2030年までに、すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」の達成に向けて、継続的な支援が求められている。

平成25年に設置された経協インフラ戦略会議においては、インフラシステム輸出による経済成長の実現のため「インフラシステム輸出戦略」が策定され（平成25年5月）、新たなフロンティアとなるインフラ分野として「水道分野」が選定された（平成28年5月）。さらに、令和2年12月には同戦略を見直した「インフラシステム海外展開戦略2025」が策定された。

厚生労働省の「新水道ビジョン」（平成25年3月）においても、重点的な実現方策の一つとして、国際協力の継続的な実施と水道産業の国際展開に取り組むこととしている。

### (2) 水道分野における国際協力

厚生労働省では、JICAの技術協力プロジェクトを支援するために、相手国へ派遣する水道専門家の推薦等を実施している。プロジェクトに応じた専門家を毎年数十名推薦しており、令和元年度は30名の推薦を行った。また、令和元年度時点での長期専門家の派遣状況は、以下のとおりである。

地方公共団体等におかれては、引き続き、水道専門家派遣への協力をお願いする。

令和元年度長期専門家派遣状況（水道事業者等派遣分）

国名	案件名	専門家所属	担当業務
マラウイ	リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト	横浜市水道局	チーフアドバイザー
東ティモール	給水改善アドバイザー	千葉県企業局	給水改善アドバイザー(1) 給水改善アドバイザー(2)
ミャンマー	ヤンゴン市 水道行政・水供給アドバイザー	福岡市水道局	水道行政・水供給
スリランカ	国家上下水道公社西部州南部地域事業運営能力向上プロジェクト	名古屋市上下水道局	管路計画・施設管理 /漏水削減計画
ラオス	水道事業運営管理能力向上プロジェクト (MaWaSU 2)	さいたま市水道局	チーフアドバイザー
		川崎市上下水道局	サブチーフアドバイザー /水道技術
カンボジア	水道行政管理能力向上プロジェクト	厚生労働省	チーフアドバイザー
		北九州市上下水道局	水道技術
	合計	8団体	9名

※JICA調べ

※厚生労働省推薦実績の数と派遣者数（JICA調べ）は集計対象の範囲が異なるため、一致しない場合がある。

### (3) 水道産業の国際展開（水ビジネスの推進）

人口増加や経済発展を続けるアジア諸国では、今後、水需要の高まりが見込まれており、水ビジネスの成長性が国際的に注目されている。厚生労働省では、日本の技術・経験をアジアの持続可能な成長のエンジンとして活用し、アジアの成長を日本の成長に結実させることを目的とした「水道インフラシステム輸出拡大推進事業」を実施している。

この事業では、日本の水道産業の海外展開を支援するため、東南アジア地域の開発途上国を対象として、平成 20 年度から、地方公共団体及び民間企業等が参加する現地セミナーや案件発掘のための現地調査を実施し、日本の水道技術や企業を PR するとともに、現地の課題と日本の技術とのマッチングを図っている。令和元年度は、カンボジア、ラオス、インドネシア、ミャンマーを対象国として実施した。また、海外の水道プロジェクトの形成を支援するため、平成 23 年度から、日本の水道事業者や水道経験者・水道専門家等と民間企業が共同で調査を行う案件発掘調査を実施している。令和元年度は、ミャンマーを対象国として実施した。

これら事業は、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえつつ、今後も継続して実施する予定であり、関心のある地方公共団体及び民間企業等におかれては積極的な参加をお願いする。

## 10. その他水道施策の推進について

### (1) 事業認可等に係る留意事項

水道法に基づく事業（変更）認可又は届出（以下「認可等」という。）、及び事業の休止又は廃止（以下「休廃止」という。）については、令和元年9月30日付けで改訂した「水道事業等の認可等の手引き」（以下「手引き」という。）において、認可等及び休廃止に際しての留意事項及び申請書審査上の基本事項を示し、厚生労働省の基本的な考え方について周知を行っている。この手引きに十分留意しつつ、地域の実情、歴史的な沿革等、それぞれの実態を踏まえて適切に取り組まれない。

認可等及び休廃止の申請にあたり厚生労働省との間で行われる事前協議に要する期間には、十分に余裕をもって取り組んでいただくようお願いする。なお、申請及び届出に係る様式は水道課 HP からダウンロードが可能である。

○水道事業等の認可等の手引き URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000646930.pdf>

○認可等の申請及び届出に係る様式 URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000553242.zip>

認可等における事業計画の検討にあたっては、目標年次までの適正規模を踏まえた取水施設、浄水施設、配水施設の合理的な規模と配置の計画がなされ、過大すぎる施設を漫然と抱えることのないよう、十分な検討をお願いする。

特に、水道用水供給事業から受水する水道事業者（以下「受水事業者」という。）にあっては、受水計画と自己水源取水計画との関係性が不合理とならないよう、十分に調整のうえ、計画取水量を算出されたい。なお、受水事業者が整備する自己水源にかかる浄水施設等の整備にあたっては、水道用水供給事業者が整備する供給量と二重投資になる恐れがあるので、水道用水供給事業者と受水事業者の双方において合理的な事業計画であるか否かの審査において、厳正に対処していくので十分留意していただきたい。

さらに、広域連携や簡易水道統合等に係る案件を申請する水道事業者等にあっては、認可及び許可権者である厚生労働省と都道府県の間で手続きの連携が必要となるケースがあるので、十分留意していただきたい。

#### ①認可制度における事業規模の見直しについて

近年の水需要は、給水人口の減少等により低下傾向にあり、施設規模を縮小させる事業計画も検討する必要性が生じている。事業計画は、従前の拡張、増量を目的とした施設整備から、適正規模での施設の再構築による更新や耐震化を含めた強靱な水道整備のあり方を盛り込んだ内容へと転換していく時期にある。

水道事業の認可制度は、認可された給水区域、給水人口及び給水量の範囲内において事業の経営を行う権限を付与したものと解されており、事業の変更認可は水需要等が増加する場合に受ける仕組みが取られ、給水に支障のない範囲において、水道事業者が当

面の給水量、給水人口等を認可値よりも小さく設定して事業を運営することは差し支えないとされている。

水道事業者等においては、水需要や更新需要等の長期的な見通しを踏まえ、地域の実情に応じ、水の供給体制の適切な規模への見直し（施設の統廃合を含む）について検討を進めていただくようお願いする。なお、ダウンサイジング（浄水場、水源等の休止・廃止等）に伴う事業の変更については、変更認可を要しない場合があり、変更認可等の条件の詳細については、手引きをご確認いただくようお願いする。

## ②認可等における水需要予測の簡素化について

認可等の際には、水需要予測等に基づいて事業規模が設定され、事業計画が立てられている。厚生労働省では、その事業計画が確実かつ合理的であることを確認するため、水需要予測の妥当性に係る審査等によりその事業規模が合理的であることについて確認しているところであるが、前回の需要予測の確認等の申請年度から10年以内であること等の一定の条件に該当する場合には、予測のための作業重複を避けるため、水需要予測を「簡素化」できるとしている（平成22年3月25日事務連絡）。

また、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）に基づき、平成28年度以降の認可等にあたっては、給水区域の拡張に係る認可等の際においても一定の条件に該当する場合には水需要予測を簡素化できるとし、手引きを改訂している（平成28年3月28日事務連絡）。

なお、「簡素化」の取り扱いについては、前回認可等の水需要予測の結果を「そのまま」用いることとしているところであるが、前回認可等の水需要予測の結果から、僅かな修正が必要な場合もありうることから、「そのまま」用いるのみでなく、前回認可等の水需要予測に、社会的要因や予測と実績の僅差分を補正する等して、新たな水需要予測とする場合についても、「簡素化」として取り扱うこととしているので、ご留意いただきたい。

## ③軽微な変更及び全部譲り受けのいずれにも該当する場合の手続きについて

水道法第10条第3項では、第1項第1号（その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき）、第2号（その変更が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき）のいずれかに該当する場合には、事業の変更の認可を要しない軽微な変更による届出（以下「届出」という。）を行うことを規定している。上記の各号の両方に該当する場合については、制度の創設時に想定されていなかったものの、近年、その事例が生じている。このため、両方に該当する場合についても届出として取り扱うこととする。ただし、法第10条第1項第1号に該当する変更が複数に及ぶ場合には、従来どおり事業の変更の認可を要することとして取り扱う。

## ④分水及び区域外給水への対応について

他の水道事業者への浄水の分水及び他の水道事業の給水区域内の需要者への区域外

給水（以下「分水等」という。）は、水道法上の責任の所在が不明確であるため、分水等により給水を受けている需要者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されていない。よって、分水等の関係水道事業者においては、当該需要者に支障を生じさせないことを前提に、分水等の解消に向けて計画的に取り組むことが必要である。

分水等の解消方策として、①分水等を行う水道事業者における水道用水供給事業の創設、②分水等を行う水道事業者における給水区域の拡張、③分水等を受ける水道事業者から分水等を行う水道事業者への第三者委託、④分水等の関係水道事業者における水道事業統合等が考えられる。

それぞれの事案によって、地理的条件や水道事業の形態等が当然異なるため、分水等に係る諸般の状況等を勘案した上で、関係者間で十分調整・協議し、各事案に応じた最適な方策を検討する必要がある。

なお、第三者委託制度の活用により対応した事例を説明資料に示しているのので、参考にされたい。

#### ⑤水道台帳の提出について

認可等を申請する際、水道事業者等（簡易水道事業除く）においては、申請した厚生労働大臣又は都道府県知事に対して、水道台帳（2部）の提出を求めているところである。（下記の参照通知にて提出をお願いしている。）

提出された水道台帳については、大臣認可又は都道府県認可であることに関わらず、厚生労働省及び都道府県で1部ずつ保管することとしているところであり、引き続きご留意いただきたい。また、都道府県においては、都道府県に提出された認可等に係る水道台帳について厚生労働省に速やかに送付するようお願いする。

《参照通知》

- ・「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の留意事項について」（平成12年3月31日付け水道整備課長通知 衛水第19号）
- ・「改正水道法の施行について」（平成14年3月27日付け水道課長通知 健水発第0327004号）

#### ⑥事業の休廃止に係る手続き及び許可基準について

法第11条の事業の休廃止の許可に関する手続き及び許可基準を厚生労働省令で定めており、地方公共団体以外の水道事業者（その給水人口が五千人を超えるものに限る）は、事業の休廃止の許可の申請に際して、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議しなければならないこととされている。

休廃止の許可基準については、省令において「事業の休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認められるときでなければ法第十一条第一項の許可をしてはならない」とし、手引きにおいて、休廃止の許可に際しての留意事項及び審査上の基本事項を示しているのをご確認いただくようお願いする。

都道府県においては、認可等に係る審査や手続きの際、貴管下の水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対し、水需給計画、施設計画、財政計画が十分な客観性、合理性を有しているか等について適切な指導、助言をお願いします。

○事業の休廃止に係る手続き及び許可基準 URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000573621.pdf>

《参照通知》

・「改正水道法等の施行について」

（令和元年9月30日付け水道課長通知 薬生水発 0930 第1号）

## （2）事業評価の適正な実施

水道施設整備事業の事業評価については、平成23年7月に「水道施設整備事業の評価実施要領」、「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」及び「独立行政法人水資源機構事業評価実施細目」を改正するとともに、水道施設整備事業の評価に携わる実務担当者がより適切、容易に事業評価を行えるよう、「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」を策定している。

厚生労働省は、事業者から報告された評価の内容を確認し、必要に応じて修正することとなっているが、修正内容によっては、第三者から再び意見を聴取した上で調整する場合があります。事業者が評価の内容をとりまとめるにあたっては、事前に厚生労働省と調整することをお願いしてきているところである。引き続き厚生労働省との事前調整には、十分な時間を確保していただきたい。

また、事業評価における費用対効果分析については、「水道事業の費用対効果分析マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を策定し、適宜、改訂による内容の充実を図り、これを参考に評価を実施することとしている。直近では、平成29年3月に総務省の公共事業に係る政策評価の点検結果を受け、算定事例編及び資料編の内容の一部を改訂している。引き続き、事業評価の適切な実施と、実施過程の透明性の一層の確保・向上が必要であるので、十分留意していただきたい。

なお、平成26年度補正予算から創設された生活基盤施設耐震化等交付金に係る水道事業の評価については、水道施設整備事業の評価実施要領等に基づく評価ではなく、「生活基盤施設耐震化等交付要綱」に基づく評価の実施が必要となるので、十分留意していただきたい。

### ①評価の対象事業・実施時期について

評価を実施する事業は、水道施設整備に係る国庫補助事業及び独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）が実施する事業（厚生労働大臣がその実施に要する費用の一部を補助するものに限る。）とする。ただし、災害復旧に係るものは除く。

事前評価は、事業採択の適正な実施に資する観点から、事業採択前の段階において実

施するものとし、事業費 10 億円以上の事業を対象とする。

再評価は、原則として、事業採択後 5 年を経過して未着手の事業及び 10 年を経過して継続中の事業を対象とし、10 年経過以降は原則 5 年経過ごとに実施するものとする。

その他、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合には、適宜、再評価を実施するものとする。具体的には、実施中事業の計画変更はもとより、評価対象事業に密に関係する上位計画や関連する計画の変更、少子高齢化に伴う人口減少や生活様式の変化による水需要の変化、評価対象事業の事業費の大幅な増加や工期の大幅な延長など、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合には、適宜、再評価を実施するものとする。

なお、この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、事業者が行うことを基本とするが、厚生労働省が再評価の実施の必要が生じていると判断する場合は事業者に要請する。

## ②社会的割引率の見直しの動向について

水道施設整備事業の事業評価における費用対便益分析に当たっての基本事項は、「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」（平成 21 年 6 月改定 国土交通省 以下「技術指針」という。）に準拠している。昨今、技術指針に定められている費用便益分析の前提条件となる社会的割引率<sup>\*</sup>の妥当性について、国会等において議論されていること等を踏まえ、国土交通省において費用便益分析を含む事業評価手法の改善方策について検討を行うため、「公共事業評価手法研究委員会」が令和 2 年 6 月より開催されている。第 2 回委員会では「様々な社会的割引率を使用した費用便益分析算出の試算」として、実際の金利と将来見通し金利（4%、2%）を用いた擦り付け案が示されている。

当該委員会では、令和 2 年度末を目途に中間とりまとめを公表予定としており、社会的割引率の見直しを含む技術指針の改定等の可能性が考えられることから、厚生労働省としても、国土交通省における技術指針の改定等の動向を注視しているところである。事業評価の実施主体及び都道府県水道行政担当部局においては、今後の厚生労働省からの情報にご留意いただきたい。

※社会的割引率は、金利や将来の物価上昇、事業に伴うリスクなどを考慮して定められるもので、概ね長期の金利に近いとされている。また、その時々<sup>\*</sup>の社会情勢によって見直される必要がある。このように、社会的割引率は、国民の価値観や社会情勢を反映したものであり、水道事業者が独自に設定する性質のものではない。このため、水道事業における費用対効果分析マニュアルでは、技術指針において当面の間 4%とされ、類似事業（工業用水道事業、下水道事業）でも 4%とされていることから、当面の間 4%とする、としている。

## ③公共事業に係る政策評価の点検について

総務省による公共事業に係る政策評価の点検においては、既に公表されている事業評価の費用対効果分析の結果が点検の対象となり、評価内容を見直さなければならないケースも見られる。

平成 30 年度には、厚生労働省として 9 件が点検対象となり、そのうち 4 件が便益の算出方法に関する改善の指摘を受け、評価書の修正を行っている。点検結果については、令和元年 6 月 13 日に「公共事業に係る政策評価の点検結果（平成 30 年度）について」により事務連絡を発出しているため、内容を確認されたい。

#### ④ダム事業の検証について

検証ダムに参画している水道事業者においては、検討主体から各種の要請がなされた場合において予断を持たずに検討するなど、必要な協力を実施するようお願いする。また、検討にあたっては、既得水利の合理化・転用の可能性、ダム事業（中止や撤退の場合も含む）や代替案の実施に要する水道事業者としてのコストなどについても、検討主体などと積極的に連携・調整を図るとともに、検証ダムのうち、本体工事に着手するダム事業においては、適切な水需要予測に基づく事業評価を実施し、水道水源開発施設整備事業の効率的な執行とその実施過程の透明性の一層の確保・向上を図るようお願いする。

令和 3 年 3 月時点で、引き続きダム検証を実施している事業は 4 事業（木曾川水系連絡導水路、角間ダム、大島ダム、水無瀬生活貯水池）であり、参画する水道事業者等においては、引き続き、対応をお願いする。

### （3）河川法協議

#### ①水利権協議について

河川法第 23 条（流水の占用の許可）、第 24 条（土地の占用の許可）、第 26 条（工作物の新築等）、第 34 条（権利の譲渡）に該当する場合は、水道事業者から河川管理者へ申請された後、国土交通省から厚生労働省への協議がなされるが、水道事業者と河川管理者との調整に時間を要するなどし、厚生労働省への協議が遅くなる案件が散見される。

特に、河川法第 23 条（流水の占用の許可）の許可（更新）申請の協議に関して、水利権の許可期限を過ぎてから、厚生労働省への協議書が送付されることがある。安定水利権については、許可期限前に更新の申請をしていれば許可期限を過ぎても不許可の処分があるまでは効力は存すると解されるが、安定水利権の更新を申請する場合、水利使用規則に定められた申請期間（許可期限の 6 ヶ月前～1 ヶ月前）のできる限り早い時期に更新許可の申請を河川管理者へ提出して頂くようお願いする。また、暫定水利権については、許可期間が短期（原則として 1 年～3 年）であり、その期限が過ぎれば効力は失効するため、暫定水利権を継続して取得する場合には、できる限り早い時期に申請を河川管理者へ提出して頂くようお願いする。

なお、水利権協議が長期に及んでおり、水道事業者以外の対応により、その処理が滞っている場合には、厚生労働省水道課から関係者に状況を確認することもできるため、そのような場合には厚生労働省水道課に相談されたい。

## ②事業統合等に伴う水利権の取り扱いについて

事業統合等を行った場合、旧事業において河川法第 23 条（流水の占用の許可）、第 24 条（土地の占用の許可）、第 26 条（工作物の新築等）により許可を得た水利権を、新事業へ受け継ぐ必要がある。その際には、河川法第 33 条（許可に基づく地位の承継）又は第 34 条（権利の譲渡）により行うこととなるが、その手続については可能な限り早い時期に河川管理者に相談していただくようお願いする。

## （４）ダム洪水調節機能強化に向けた取組

令和元年東日本台風による甚大な被害の発生等を踏まえ、緊急時において水力発電、農業用水、水道など水利用を目的とする利水ダムを含む全てのダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、令和元年 12 月 12 日に「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」がとりまとめられ、この基本方針に基づき、新たに令和 2 年の出水期よりダムの「事前放流<sup>\*</sup>」の取組がスタートしている。

※事前放流は、水力発電、農業用水、水道等のために確保されている容量（利水容量）も活用して、河川の氾濫による被害を軽減する取組であり、通常、水が貯められている水力発電、農業用水、水道等のために確保されている容量について、台風の接近などにより大雨となることを見込まれる場合に、大雨の時により多くの水をダムに貯められるよう、河川の水量が増える前にダムから放流して、一時的にダムの貯水位を下げる放流のこと。

取組の推進に当たっては、ダム管理者及び関係利水者の理解を得て、事前放流の実施方針を含む治水協定を締結することとしている。既に、一級水系から順次、河川管理者と全てのダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者を言う）との間に協議の場が設けられ協定締結等の取組が進められてきたところであるが、関連して、流域全体のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図るいわゆる流域治水関連法案が令和 3 年 2 月 2 日に閣議決定されており、本法案のうち河川法改正案において利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会の創設（第五十一条の二関係）が盛り込まれている。当該協議会を構成する者としてダム管理者及び関係利水者となる水道事業者等も含まれている。

引き続き、ダム管理者及び関係利水者となる水道事業者等にあっては、地域の実情や施設管理体制の実態等を踏まえつつ対応を検討するなど、事前放流等のダムの洪水調節機能強化に向けて取り組んでいただくようお願いする。

その際、事前放流の実施にあたっての基本的事項をとりまとめた「事前放流ガイドライン（令和 2 年 4 月 国土交通省）」が策定されており、事前放流の基準等の設定や事前放流後に水位が回復しなかった場合の対応等が記載されているため、参考にされたい。また、利水容量の活用に当たり事業等への支障が生じることのないよう、当省としても関係省庁との調整等対応していく所存であり、不明点等があれば当課まで問合せいただきたい。

## (5) 水循環基本法・水循環基本計画

平成 26 年 4 月 2 日に「水循環基本法」が公布され、水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部（本部長：内閣総理大臣）が設置された。法第 13 条では「政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環に関する基本的な計画（水循環基本計画）を定めなければならない」としており、令和 2 年 7 月には、新たな「水循環基本計画」が閣議決定されている。

水循環基本計画では、流域単位を基本として地域の関係者から構成される「流域水循環協議会」を設置し、流域マネジメントに努めるものとし、水循環に関する施策を推進するため、水循環に関する様々な情報を共有し、流域の特性や既存の他の計画等を十分に踏まえつつ、「流域水循環計画」を策定するなどの施策が盛り込まれている。

流域水循環計画は、健全な水循環の維持又は回復に取り組む各地域の計画を国としてとりまとめ、令和 2 年 12 月時点で 51 計画を公表している。流域水循環計画策定を推進するため、水循環に関する各地域の先進的な事例をまとめた「水循環に関する計画事例集」「流域マネジメントの事例集」や、流域水循環協議会及び流域水循環計画について、設置・運営及び策定・推進の基本的な考え方を分かりやすく解説した「流域水循環計画策定の手引き」についても公表しているため、参考にされたい。

また、水道事業は、健全な水循環の維持又は回復に深く関わっているため、流域水循環計画の策定には積極的な関与をされたい。

○内閣官房水循環政策本部事務局 URL

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu\\_junkan/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/index.html)

## (6) 水資源開発関係の動向について（水資源開発基本計画）

水資源開発促進法に基づく水資源開発基本計画（以下「フルプラン」という。）は、国土交通省水管理・国土保全局水資源部が中心となり、指定水系（利根川・荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川）ごとに、水利用の安定性の確保、既存施設の有効活用等について十分な検討を行い、水需給上の必要性等を評価した上で、経済社会状況の変化等を踏まえて適宜変更が行われてきた。

国土交通大臣は、フルプランを決定（変更を含む。）しようとする際には、利水関係行政機関の長（厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣）や、その他関係行政機関の長に協議し、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴く。その上で、閣議決定がなされることとなっている。

※ 現時点において吉野川水系を除くフルプランは、平成 27 年度を目途とする需要の見直し及び供給の目標を示したものとなっており、数年前から全部変更に向けた動きがある。

水資源政策に係わる最近の動きとして、平成 25 年 10 月には、国土交通大臣から国土審議会議長に対し、今後の水資源政策のあり方について諮問され、水資源開発分科会調査企画部会において 11 回、水資源開発分科会において 2 回の審議のほか、中間とりまとめの公表や広く国民からの意見募集が行われ、平成 27 年 3 月に答申「今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを楽しむことができる「幅を持った社会システム」への転換～」が公表された。

その後、平成 28 年 12 月に、国土交通大臣から国土審議会議長に対し、リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について諮問され、水資源開発分科会調査企画部会において 2 回、水資源開発分科会において 1 回の審議のほか、広く国民からの意見募集が行われ、平成 29 年 5 月に答申「リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について」が公表された。

国土交通省は、上述の答申を踏まえ、需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へと、フルプランの抜本的な見直しに着手し、各水系の審議において、ある程度統一性のとれた審議となるように、1つの水系（吉野川水系）について、先行して審議を行い、これを一つの目安として、他水系の全部変更の審議を進めている。

なお、吉野川水系については、平成 31 年 4 月に全部変更を実施している。また、平成 29 年 5 月の答申に盛り込まれた提言のうち、社会的ニーズの高いものについては、早期にフルプランに反映することが必要との観点から、現行計画の一部変更も並行して進めるとともに、昨年度から令和 2 年度に継続して利根川・荒川水系における水資源開発基本計画の全部変更に向けた検討を進めている。

令和 3 年度もフルプランの全部変更に向けた動きが継続し、その過程で国土交通省からフルプラン水系に位置する都道府県に対して調査が実施されることが想定されるため、計画変更に必要な需給想定調査等が行われた場合には、十分に精査したデータを提供していただけるようお願いする。

## (7) 給水装置・鉛製給水管の適切な対策

### ①給水装置工事主任技術者の水道法違反行為による免状返納命令について

平成8年の水道法改正により、指定工事事業者制度とともに給水装置工事主任技術者の国家資格が創設された。同法では、給水装置主任技術者が水道法に違反した際には、主任技術者免状の返納について規定されている。水道課では、水道法違反の事実が明白かつ重大で、水道施設の機能に障害を与えるか、おそれが多い場合、または過去に警告を受けているにもかかわらず故意に違反行為を繰り返した場合に返納命令を行うこととしている。また、水道法違反の事実は明白であるが、上述の返納命令の取り扱いに該当しない場合には、再発防止の観点から文書による警告を行うこととしている。

厚生労働省における返納命令及び警告事案の把握には、水道事業者の協力が不可欠であるので、適切に水道課まで報告いただく等の対応をお願いしたい。特に、給水装置工事事業者の指定店制度を行っている場合は、指定店の違反が認められた際、併せて給水装置工事主任技術者の水道法違反となっている事例も多いため、ご留意されたい。

### ②給水装置工事における誤接合の防止について

水道法施行令第5条第1項6号では、「給水装置」に「当該給水装置以外の水管その他の設備」を直接連結しないことを明記しているが、水道管と他の水管（井戸水、農業用水管、雑用水、消火栓管、地下水貯留タンク、貯水槽以降の配管等）との誤接合（クロスコネクション）に係る事故が発生している。令和元年度は、5件の誤接合事案が報告されている。

これまで、H14.12.6 水道課長通知「給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について」及び H29.9.15 水道課長通知「給水装置工事における誤接合防止の徹底について」により、給水装置工事における誤接合防止についてお願いしてきたところである。水道事業者は、給水装置工事の誤接合を防止するため、次の事項について、引き続き、徹底するようお願いする。

- 水道施設の完工図その他の記録の整備。新設、改良、増設、撤去等の場合には、その都度、速やかな完工図等の修正等、常に最新の記録を整備しておく。特に、地下埋設物が錯綜している地区は、他種地下埋設物の状況が把握できるよう十分に配慮する。
- 給水装置工事主任技術者は配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合、配水管の位置の確認に関して水道事業者と連絡することとされており、水道事業者からも情報提供に努めるなど積極的に対応する。
- 水道管以外の管が布設されている地区にあつては、給水装置工事の設計・施行にあたり、埋設管の誤認の有無に特に注意を払うとともに、残留塩素の量を確認するなど誤接合がないかを確認するための適切な措置を徹底する。
- 適切な技能を有する者が従事又は監督するよう、工事事業者に対する適時、確認及び助言・指導を行う。

### ③鉛製給水管の適切な対策

鉛については、その毒性等を考慮し、段階的に水道水質基準が強化されてきたが、鉛製給水管中に水が長時間滞留した場合等には、鉛製給水管からの溶出により水道水の鉛濃度が水質基準を超過するおそれがあることも否定できない。安全な水道水の供給を確保するためには、鉛製給水管に関する適切な対策が重要であり、そのため、厚生労働省では、H19.12.21 水道課長通知「鉛製給水管の適切な対策について」を发出している。

平成30年度末の鉛製給水管の残存延長が4,399 km、使用戸数が約245万件（平成30年度水道統計より）で、減少は図られているものの近年は鈍化傾向にある。

鉛製給水管が残存している水道事業者は、鉛製給水管使用者（所有者）を特定し、早期布設替の必要性や注意事項を個別に周知することや布設替計画の策定及び布設替の促進を図るとともに、布設替が完了するまでの間、鉛の溶出対策や鉛濃度の把握等により水質基準が確保されるようお願いする。周知や広報に当たっては、対策の必要性を需要者に理解いただくため、定期的かつ丁寧な説明に努め、需要者から求めがあれば、水質検査の実施等の対応をお願いしたい。また、配水管分岐部から水道メーターまでは、水道施設と直接接続していること、公道での工事を要すること、布設替により漏水を解消し有収率の向上が期待できることから、水道事業者自らが積極的に取り組むようお願いする。<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kyusui/01a.html>

### ④寒波による給水装置の凍結及び断水被害の防止

寒波による給水装置の凍結破損により大規模な漏水が発生した場合、配水池の水位が低下し、断水に繋がる可能性がある。厚生労働省では、R2.12.17 事務連絡「給水管の凍結及び降積雪による断水被害の防止に係る措置について」により、以下の項目について注意喚起及び対応の要請を行っている。

- ・寒波が予想される時は、需要者に水道凍結に関する注意喚起・広報・情報提供、水道施設の監視等による被害状況の早期把握が重要。また、多量の降積雪が予想される時には、停電に備え、自家発電設備及び燃料の確保状況の確認も重要。加えて下記の実施に努めるようお願いする。

- ①需要者に対する広報・情報提供：マスメディアとの連携や広報車、ホームページ、SNS、コミュニティFM、Lアラート（災害情報共有システム）、防災行政無線、緊急速報メール等の活用
- ②給水管の凍結防止対策や凍結時の対処方法、漏水時対応について需要者へ情報提供する。凍結防止対策には保温材による露出給水管の防護や給水管内の水抜きが有効、さらに蛇口から少量の水を流しておく方法もある。
- ③空き家の給水管凍結・破損対応も十分留意する（例：凍結発生時の現地確認、水道使用実態がない家屋の止水栓閉栓等）。また、各市町村の空き家担当部局等との連携強化や日ごろからの空き家情報の把握も重要。  
（参考：H30.3.30 事務連絡「空き家に関する情報共有について」）

## ⑤給水装置工事の技術力（技能を有する者）の確保について

水道法施行規則第36条第2項では、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合には、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させることとしている。また、平成20年3月21日健水発第03210001号厚生労働省水道課長通知「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」により、水道事業者に対して、適切な配管技能者の確保のため指定給水装置工事事業者へ助言・指導をお願いしている。

また、平成30年の水道法改正により、指定給水装置工事事業者の指定に5年間の有効期間が設けられることとなった。更新申請の際には、業者に対し、講習会や研修会（主任技術者向け）の受講実績や業務内容、適切な作業技術を有する者の従事状況の確認をお願いしている。

東日本大震災の津波被害地域では、大量のがれきが水道復旧の障害となり、特に各戸へ接続している給水装置の復旧作業に困難を極めた。様々な状況に対応して復旧作業を迅速かつ的確に進めるためには、幅広い知識と技能を有する工事従事者の全国的な確保が不可欠である。

このような状況を踏まえて、H23.8.30事務連絡「給水装置工事の適正な施行について」において、給水装置工事で「適切に作業を行うことができる技能を有する者」の確保のために、配管技能に係る資格等を関連する規程等に明示する等の方策を推進するよう水道事業者等をお願いしている。

なお、H28.11.22報告書「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」では、『配管技能者として配置されるべき者の考え方について、国は改めて周知の徹底を図るべきである。』との提言がされており、R1.6.26水道課長通知「水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入について」において、再周知を行った。

水道工事における工事事業者の技術力の確保は、災害時の復旧作業の迅速化にも大きく寄与することから、積極的な取組をお願いする。

[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/d1/o8\\_0830\\_tuchi1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/d1/o8_0830_tuchi1.pdf)

## ⑥指定給水装置工事事業者に対する優良事業者表彰制度について

優良事業者表彰制度は、一部の水道事業者において導入されている制度であり、表彰の選定基準としては、給水装置・配水管工事の工事实績及び成績、技術力、緊急修繕等の対応状況、処分（違反）の有無等が採用されている。

当制度の導入により、指定給水装置工事事業者の資質及び技術力の向上に対する動機付けが図られることから、水道事業者においては、当制度の導入を積極的に検討するようお願いする。

## (8) 工事の適正な実施

「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の一部改正について

近年、建設業を取り巻く環境は大きく変化し、特に頻発・激甚化する災害対応の強化、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、情報通信技術の活用による生産性向上が急務となっている。

また、公共工事の品質確保を図るためには、工事の前段階に当たる調査・設計においても公共工事と同様の品質確保を図ることも重要な課題となっており、こうした環境の変化や課題に対応し、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、令和元年6月に一部改正された品確法が施行された。発注関係事務の運用に関する指針については、令和2年1月に開催された公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議において、関係省庁申し合わせとしてとりまとめられた。

各水道事業者等においては、公共工事等の発注者として、品確法改正の目的と基本理念を十分に理解し、適切な発注の実施を行うよう、引き続きお願いする。

(国土交通省ホームページ)

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000177.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000177.html)

## (9) 東日本大震災について

### (1) 水道施設の被害状況及び復旧・復興

#### ①水道の被災状況

東日本大震災による水道施設の被害状況について、災害査定資料や被災水道事業者等の情報を基にとりまとめを行い、津波浸水地域等の給水困難地域の被害状況も含め、最終版の報告書（東日本大震災水道施設被害状況調査最終報告書、厚生労働省）を平成25年7月に発表している。詳細は、厚生労働省のホームページに掲載しているのので、適宜参照されたい。

水道施設の復旧状況については、総断水戸数 257 万戸に及ぶ大きな被害を受けたが、津波の被災地域や東京電力福島第一原発の事故による避難指示区域を除いて復旧はほぼ完了している状況である。現在、高台移転などの新たなまちづくりとともに水道の復興が進展している中で、こうした地域の水道の復興を支援するため、引き続き復興予算の迅速な執行に努めていく。

（東日本大震災水道施設被害状況調査最終報告書）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/houkoku/suidou/130801-1.html>

#### ②水道施設の復旧・復興

国の東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧事業については、従来の災害復旧費補助金交付要綱とは別に、「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱」を制定し、補助率の嵩上げ等の特例措置を定めて実施している。加えて、東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業であって、被災自治体の復興計画が策定中のため復旧方法を確定することができず、早期の災害査定の実施が困難な場合においては、災害査定方法等の特例を定めて事業を実施しているところである。

岩手・宮城・福島の3県で実施している特例査定については平成25年度までに完了しており、特例査定の最終的な金額は約1,024億円となっている。保留解除状況については、令和2年度においては令和3年2月末時点で41件（27億円）の解除を行っており、これまでの合計は604件（758億円）となっている。全体復旧額887億円に対して約85.5%（前年度1月末時点で約80.5%）の解除状況である。保留解除の手続きについては、これまでも申請書類の簡素化などに取り組んできたところであるが、町の復興事業が進展している中、水道施設の復旧計画についても具体的な事業計画や関連工事等との工程調整等が必要となっている。今後とも国庫補助金の円滑な執行に向け、保留解除を迅速かつ計画的に行うべく、関係者間での緊密な連携体制をもって対応していきたいと考えているため、関係する県行政部局には引き続きご支援・ご協力をお願いしたい。

「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）では、令和2年度までの10年間を復興期間と定めているが、引き続き対応が必要となる課題等に対応するため「復興・創生期間」後における東日本大震災から

の復興の基本方針」（令和元年12月20日閣議決定）において、復興・創生期間内に未完了となる災害復旧事業については、住民の安全・安心の確保等のために迅速に事業を完了することが必要であることから、復興・創生期間後においても事業が完了するまでの間、支援を継続することとされた。この中では、『地震・津波被災地域』においては復興・創生期間後5年間、『原子力災害被災地域』においては当面10年間、復興に向けた取組が継続されることとされている。水道施設においても、これに基づき災害復旧事業期間が延長されることとなるが、被災事業者におかれては、1日も早い事業完了を目指し、復興事業の進捗管理を行っていただきたい。また、関連する他事業の遅れ等により事業完了時期が未確定である事業については、厚生労働省水道課への情報提供を適宜お願いする。

また、被災地の中には十分な職員数を確保できない事業者もあることから、そのような事業者を支援するため「東日本大震災水道復興支援連絡協議会」を設置し、関係者による支援の枠組みを構築している。協議会は、有識者、被災・支援水道事業者、県、日本水道協会ほか関係機関、厚生労働省で構成され、被災地の状況・課題等について情報共有、意見交換し、被災事業者が求めている支援ニーズを把握するとともに、被災事業者の求めに応じて個別に支援する事業者をマッチングしている。こうした人的支援においては、支援事業者から被災事業者への職員の派遣により、被災事業者における水道復興計画の立案や災害査定国庫補助事務等の業務に従事していただき、復興の原動力として多大な貢献を頂いている。なお、令和2年度は現地及び書面により協議会を開催した。関係者の方々には引き続きのご協力をお願いする。

## （2）水道水の放射性物質汚染への対応

東京電力株式会社福島第一原発の事故に関連した水道水中の放射性物質への対応については、平成24年3月5日付け健水発0305第1号～第3号厚生労働省水道課長通知により都道府県及び水道事業者等に対し通知し、平成24年4月1日から適用している。

本通知においては、セシウム134及び137の合計で10Bq/kgを、衛生上必要な措置に関する水道施設の管理目標とすることとされている。また、浄水場の浄水を基本とし、表流水及び表流水の影響を受ける地下水を水源とする浄水場にあつては取水地点の水道原水についても対象に、セシウム134及び137それぞれについて検出限界値1Bq/kg以下の確保を目標とした十分な検出感度でのモニタリングの実施等の対応を定めているほか、検出状況に応じて検査頻度及び検査地点を減ずることができることとしているので、留意されたい。

なお、水道水中の放射性物質のモニタリング結果については、引き続き厚生労働省で集約して公表することとしている。平成24年4月1日以降、令和2年12月現在では、水道水等の放射能検査の結果は概ね不検出の状況が継続しており、管理目標値を超過した事例はない。関係者の方々には、今後とも、モニタリング結果の提供についてお願いする。

### （３）浄水発生土の放射性物質汚染への対応

東京電力福島第一原発の事故に伴い、水道関係では水道水のほか、浄水発生土からも放射性物質が検出された。このため、原子力災害対策本部から平成 23 年 6 月 16 日付けで「放射性物質が検出された上下水道副次産物の当面の取扱いに関する考え方」が示され、厚生労働省も同日付けで関係 14 都県に周知した。また、浄水発生土も含め放射性物質で汚染された廃棄物等の取扱いを定める法律としては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が平成 24 年 1 月 1 日から全面施行されている。この法律では、国（環境省）が指定廃棄物（8 千 Bq/kg を超える浄水発生土を含む）の処理を実施することになっている。

国が処理を行うもの以外は、排出者である水道事業者が処理を行うことになるが、放射性物質を含む浄水発生土の処分や保管、モニタリングなど原子力災害に伴い新たに生じた追加的費用は、後述の原子力損害賠償制度で東京電力が賠償することとなっている。

また、浄水発生土の有効利用については、平成 25 年 3 月 13 日付け健康局長通知「放射性物質が検出された浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用に関する考え方について」にて、園芸用土（浄水場出口時点 400Bq/kg 以下）、グラウンド土（浄水場出口時点 200Bq/kg 以下）への再利用の安全性評価を行い、再利用を可能としている。最近では、毎月平均で数千トンの量が発生しているが、水道事業者のご努力により、発生量以上の量が最終処分及び再利用されており、全体的な保管量としては平成 27 年 12 月時点の約 17.1 万トンから令和 3 年 1 月時点で約 11.0 万トンと減少傾向で推移している状況となっている。関係者の方々には引き続き、放射性物質が検出された浄水発生土の適切な取扱いがなされるようお願いしたい。

### （４）原子力損害賠償

東京電力株式会社福島第一原発及び福島第二原発の事故に伴う放射性物質により被った損害に対する賠償については、令和 2 年 8 月 4 日付け事務連絡にて、令和 2 年 3 月末までを対象とする請求受付開始の連絡があったことを周知しており、現在損害賠償請求の受付と支払いが行われている。令和 2 年度分の損害賠償の受付開始時期については、令和 3 年度初めに東京電力から案内が行われる見通しである。なお、東京電力の示す基準に合意できない場合は原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てることも可能であり、賠償に関する課題の情報共有が重要であることから、各都道府県におかれては、水道事業者より東京電力との賠償交渉に関する相談があった場合には厚生労働省水道課への情報提供をお願いする。

## (10) 環境・エネルギー対策

### ①上水道施設における地球温暖化対策

水道事業は、全国の電力の約1%を消費するエネルギー消費（CO<sub>2</sub>排出）産業の側面も有しており、今後もエネルギー消費削減に向けた省エネ等対策の促進が求められている。新水道ビジョンにおいても、再生可能エネルギー・省エネルギー対策等の導入促進を求めている。

各水道事業者等においては、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を進めていただいているところであるが、「地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)」で定められた水道事業における再生可能エネルギー発電量、2013年度比省エネルギー量の2030年度中期目標（2030年度に2013年度比で26%削減）を達成するには不十分な状況である。令和2年10月26日、第203回臨時国会の所信表明演説においては、菅義偉内閣総理大臣が「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、先の「地球温暖化対策計画」は見直しを加速するよう指示があったところ。今後、更なる対策が必要な状況である。

なお、環境省では、上水道・工業用水道部門について温暖化対策推進法に基づく「温室効果ガス排出抑制等指針」を平成28年4月に公表し、当該指針に掲げる地球温暖化対策の取組内容等を解説するものとして「上水道・工業用水道部門の温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル」をとりまとめている。今後もエネルギー対策の推進を図るべく、各水道事業者等においては、当該マニュアルとともに、平成21年7月に改訂した「水道事業における環境対策の手引書」を合わせて参考の上、積極的なエネルギー対策の推進をお願いしたい。

### ②省エネルギー・再生エネルギー設備の導入促進施策

水道事業における対策促進施策としては、令和3年度においても引き続き「業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化・省CO<sub>2</sub>促進事業のうち上下水道・ダム施設の省CO<sub>2</sub>改修支援事業」として、小水力発電設備やインバータ設備の導入等の財政支援を行う予定であり、各水道事業等におかれては、再エネ・省エネ設備の導入促進に向けて積極的に活用されたい。

### ③水道事業におけるCO<sub>2</sub>削減ポテンシャルの推計調査

前述の通り、地球温暖化対策計画で定められた2030年度中期目標の達成は極めて困難な状況である。そこで、令和元年度に水道事業におけるCO<sub>2</sub>削減方策を整理し、全国の水道事業においてこれらCO<sub>2</sub>削減方策を実施した際のCO<sub>2</sub>削減ポテンシャルを推計する等の「脱炭水道システム構築へ向けた調査等一式」事業を実施した。

水源等により水道システムを類型化し、それぞれの類型においてどのようなCO<sub>2</sub>削減方策が効果的か、方策によってどの程度のCO<sub>2</sub>削減効果が見込まれるか等についてとりまとめ、令和2年11月に公表している。各水道事業者等におかれては、本事業の成果

も活用し、それぞれの事業環境に応じた環境対策へのより積極的な取組みをお願いする。

(「脱炭素水道システム構築へ向けた調査等一式 報告書」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000701258.pdf>

#### ④廃棄物・リサイクル対策について

水道事業における環境対策の一環として、浄水発生土等の産業廃棄物の有効利用（リサイクル）は、事業全体における環境負荷低減に向けた重要な取組である。浄水発生土からの園芸土・コンクリート等への有効利用率は、平成 30 年度水道統計によると上水道事業及び水道用水供給事業全体で、74.2%となっている。各都道府県、各水道事業者等においては引き続き、廃棄物の発生抑制や有効利用の取組をお願いする。

#### ⑤高濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）の早期処理について

高濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）については、高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品（以下「高濃度 PCB 廃棄物等」という。）の保管・所有の実態調査、期限内の処分が推進されており、変圧器やX線発生装置等の電気工作物に使用されているほか、橋梁、洞門及び排水機場において PCB 塗料が使用されている事例が確認されている。

各都道府県、各水道事業者等におかれては、事務連絡「高濃度ポリ塩化ビフェニルを含むコンデンサー等が使用された機器の所有の有無の確認及び早期処理について（周知）」に基づき、自ら（出先機関等含む。）が保有・管理する施設等から排出されうる高濃度 PCB 廃棄物等の網羅的な把握・調査に努めていただいているところであるが、引き続き、高濃度 PCB 廃棄物等の処分期間内の確実かつ適正な処理に向けてご協力をお願いしたい。

#### 《参考通知等》

- ・「高濃度ポリ塩化ビフェニルを含むコンデンサー等が使用された機器の所有の有無の確認及び早期処理について（周知）」  
(令和 2 年 5 月 15 日付厚生労働省水道課事務連絡)
- ・「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜 調査実施要領」

## (11) 押印・書面・対面の見直しについて

今般、「行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）」（令和2年5月22日規制改革推進会議長依頼）において、真に必要な場合を除き、押印を廃止することが求められている。

また、令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）では、原則として全ての見直し対象手続（法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものをいう。）について、「恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これらを踏まえ、水道法施行規則において国民や事業者等に対して押印等を求めている手続について、令和2年12月25日に当該押印等を不要とする省令改正（様式の変更）を行い同日施行された。

なお、この改正省令の施行に当たっては、

- ・現にある改正省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなすこと。
- ・改正省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

を経過措置として定めている。

加えて、この省令改正にあわせて、これまで厚生労働省水道課が示した通知等により定められている申請書等の様式についても、今回の省令改正の趣旨等に準じて様式の変更等が行われたものとみなして取扱うものとしている。

各都道府県及び水道事業者等におかれては、当該省令改正の趣旨等を十分に理解いただき、上記の各様式に基づく手続を国民や民間企業が行う際には、申請者等に対して押印を求めることのないよう留意されたい。

なお、厚生労働省水道課が所管する法令に基づく申請書等であって、通知等で様式が定められていないものの慣習的に押印等がなされていたものについても、厚生労働省水道課が受理する場合には、同様に押印等を不要とするのでお含みおきいただきたい。

- ※ 「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等について（生活衛生・食品安全関係）」（令和2年12月25日付け生食1225第9号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）参照

今後は、水道法に基づく手続等の書面・対面の見直しについても、随時行う予定である。

厚生労働大臣認可 水道事業者  
厚生労働大臣認可 水道用水供給事業者 御中

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の  
施行等について（生活衛生・食品安全関係）

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和  
2 年厚生労働省令第 208 号。以下「改正省令」という。）が本日別添のとおり、公布・施行  
されることとなりました。

改正省令の内容等は下記のとおりですので、その内容につき十分御了知の上、適切な対  
応をお願いいたします。

## 記

### 第 1 改正省令の趣旨

「行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）」  
（令和 2 年 5 月 22 日規制改革推進会議長依頼）において、真に必要な場合を除き、押印  
を廃止することが求められている。

また、令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議  
決定）において、原則として全ての見直し対象手続（法令等又は慣行により、国民や事  
業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又  
は対面での手続を求めているものをいう。）について、「恒久的な制度的対応として、年  
内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告  
示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これを踏まえ、厚生労働省が所管する省令において、国民や事業者等に対して押印等  
を求めている手続について、当該押印等を不要とする改正を行うもの。

### 第 2 改正省令の概要

次に掲げる省令等において、国民や事業者等に対して、押印等を求めている手続につ  
いて、様式中の押印欄を削除する等、押印等を不要とするための規定の見直しを行うも

の。

- (1) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）（改正省令第6条関係）
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）（改正省令第7条関係）
- (3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和32年厚生省令第37号）（改正省令第14条の4関係）
- (4) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）（改正省令第27条関係）
- (5) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）（改正省令第14条の7関係）
- (6) 水道法施行規則の一部を改正する省令（平成8年厚生省令第69号）（改正省令第90条関係）

### 第3 施行期日等

#### 1 施行期日

改正省令は、令和2年12月25日から施行すること。

#### 2 経過措置

- (1) 改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなすこととすること。（改正省令附則第2条第1項関係）
- (2) 改正省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとすること。（改正省令附則第2条第2項関係）

### 第4 関連通知等により定められた様式等について

今回の省令改正にあわせ、これまで医薬・生活衛生局からお示しした通知等により定められた申請書等の様式については、今回の省令改正の趣旨等に準じて様式の変更等が行われたものとみなして取扱うものとする。

また、当局が所管する法令に基づく申請書等であって、通知等で様式が定められていないものの慣習的に押印等がなされていたものについても、同様の趣旨等に鑑み押印等を不要とすること。

## (12) 生活衛生事業功労者（水道関係功労）厚生労働大臣表彰

生活衛生事業功労者（水道関係功労）厚生労働大臣表彰については、「生活衛生事業功労者の厚生労働大臣表彰候補者の推薦について（平成 28 年 3 月 11 日生食発 0311 第 1 号。以下「通知」という。）」に基づき、各都道府県より、毎年 7 月 1 日までに表彰候補者の推薦をいただいているが、ここ数年間推薦実績がない都道府県も見受けられる。推薦基準は下記のとおりであるので、水道事業者等の関係者に留まらず、各地域において水道の普及発展等に寄与されている民間の方も含め、幅広く検討をいただき、推薦を行うようお願いする。

### 【推薦基準（通知抜粋）】

#### 3 水道関係功労者

水道の普及発展、水道に関する有益な調査研究、技術の改善若しくは発明発見又は水道行政に対する協力等に特に顕著な功績のあった個人又は団体及び水道事業、水道用水供給事業又は水道行政事業に従事し、抜群の功績があった個人であって、次の各号に該当するもの。

- (1) 水道関係事業従事年数が、当該年 4 月 1 日までに 30 年（首長にあっては水道関係団体の経歴が 10 年）以上であること。ただし、団体にあっては、事業歴が 10 年以上であること。
- (2) 個人の場合、年齢が当該年 4 月 1 日で 50 歳以上であること。
- (3) 原則として、都道府県知事又は関係団体の長の表彰を受けたことがあること。